

2 著作権制度の基礎(1)

文化庁著作権課課長

岡本 薫

- 1 「パクリ」はいけない 極めて単純な知的財産権の趣旨
- 2 なぜ急に注目されるようになったのか？
「1億総クリエイター、1億総ユーザー」の時代が来た
- 3 カギとなる「教育」と「契約」
- 4 「戦略5分野」の設定
- 5 「知的財産権」と「著作権」
- 6 著作権の「3つの側面」
- 7 建設的なルール作りのための協議の促進
- 8 現在の法律ルールの概要
- 9 問題はアメリカ法の遅れ

皆さん、こんにちは。文化庁著作権課長の岡本と申します。

無体財産権全体に関する基本的なことは、前回の第1回目の講義で紋谷先生からお話があったと思いますが、今回から3回連続で、著作権の基本的な部分について、文化庁から出向いて皆さんにお話をいたします。

今回と次々回は私が、また次回は、著作権課の著作物流通推進室の川瀬室長が担当します。

著作権の基本と言いましても、著作権法を頭から第1条・第2条と順次解説するわけではありません。簡単に言えば、「ナンデこんなことやってんのか？」ということ、また、「最近どんな動きがあるのか？」ということ、さらには、将来皆さんが、専門家として、あるいは非専門家として、「法律ルール作り」や「ビジネス作り」などについて、どう考え、どう行動していくかといった観点から、「どんな側面・テーマがあるのか？」というよう

なことについて、お話しするわけです。

1 「パクリ」はいけない 極めて単純な知的財産権の趣旨

ここにいらっしゃる皆さんは、法律を学んでいる学生さん方が殆どだと思いますが、多少法律のことを分かっている人々の間でも、「著作権法はややこしい」と言う方が多いようです。

どんなものについても偏見というものは付き物ですが、どうせ偏見を持つならば、著作権法についてまず最初に持っていたきたい偏見は、「著作権法はむずかしくない。人間が作って日本語で書かれているものを、理解できないはずはない」ということです。

後で申し上げるように、かつては、著作権に関わる人々は、官民学などあらゆる分野にわたり、「一部のプロ」だけでした。この「一部の人々」が本を書いたり、講演をしたりしていたわけですが、そうした「専門家」は、つい「難しいことを難しく説明する」ということに陥りがちです。

また、私の部下たちもそうですが、「正確に伝えよう」とすると、まず用語が、専門的になったり日常会話の用語と違う意味になったりしますし、また、例外を詳しく説明しすぎて本質がボケてしまう、とったことも起こります。

さらに、専門家の通弊として、自分たちが関わっている重要なことについて、「多くの人々に分かってもらいたい」という気持ちが半分ある一方で、「一般大衆にはそう簡単に分かれたくない」といった気持ちが潜んで

いる場合もあるようです。そうなると、「奥儀秘伝」のような世界に迷い込み、特殊な用語を振りかざす人もできます。

後ほど申し上げますように、今や「1億人の著作権」という時代が訪れていますので、私は、こうした状況を打破して、著作権を分かりやすいものにするよう、著作権課から構造改革を始めております。

最近では、学習指導要領にも著作権教育ということが明記され、学校でも著作権教育が行われるようになっていますが、先日は、三重県で不登校の子どもたちなどを集めているユニークな県立高校に呼ばれて、授業をしました。高校生でも分かります。

数年前には私の母校の高校にも呼ばれて、「やってくれました、羽賀研二くん」とか言いながら、大爆笑のうちに授業をやりましたが、15歳の子どもたちでも理解できます。なぜ羽賀研二くんが出てくるのかは、あとで申し上げます。

著作権も含む知的財産権とか無体財産権の基本的な考え方は、極めて簡単・単純なもので、「他人が作ったもののパクリはいけない」以上終わりです。これだけで「サヨナラ」と言って、この講義を終わってもいいくらいです。

この「基本」を「社会のルール」にするために、他人が作った「もの」とは何か、「パクる」とはどのような行為か、といったことを、法律などで決めているだけなのです。

ところで、この「パクリはいけない」ということは、法律によるルールではありますが、倫理的な感覚としても、多くの人々の心の中に存在しているようです。

例えば、今ここで私が、「今日は1時間半ありますので、最後の30分間は小テストをやりましょう」と言ったとします。しませんからご安心ください。例えば、そう言ったとします。そのテストというのは、ただ単に、私が1時間しゃべった内容を皆さんがどのくらい理解したかということ、皆さん自身がチェックするためのもので、自己採点するだけで集めませんし、成績にも関係しないものだとします。

そうしたテストをやるとしますよね。その

場合、皆さんが自分の答案を書くときに、「隣の人の答案を盗み見て、自分の答案を書いていいでしょうか？」——という質問をすると、大体8割ぐらいの人が、「それは良くないことだ」と答えるのです。

別に正式の試験ではないし、カンニングでも何でもないし、処分もされないし、成績にも関係しないのですが、やはり「他人が一生懸命つくりだしているものを、覗き見て自分が使うのは、良くないことだ」という感覚が、人間の心の中には自然に存在しているようです。「それは一種の盗みである」「フェアではない」という感覚があるのですね。

そういうものを、法律によってルール化しているだけなのです。

特に最近では、「情報化」というものが急速に進んでいますが、これによって、世の中を流れる情報の「量」が増えたり、「ルート」が変わったり、流通や利用の「形態」が変わったりしてきました。

このために、情報の創作・流通・利用などに関する「ルール」というものが、従来にも増して重要になってきています。例えば、昔は、「肖像権侵害」などということができたのは、新聞社や放送局だけでしたが、今ではデジカメとパソコンがあれば、誰でもそうした侵害を引き起こす可能性があります。

そうした「情報の創作・流通・利用などに関するルール」のひとつが著作権というものです。

この著作権というルールは、情報化によって最近急に注目されるようになってきましたが、実は非常に古い歴史を持つものです。広義の著作権の中で「著作者の権利(著作権)」と言われる部分に関する基本条約である「ベルヌ条約」は、1886年に既に作られていました。

2 なぜ急に注目されるようになったのか？

「1億総クリエイター、1億総ユーザー」の時代が来た

このような歴史を持つ著作権というものが、

なぜ最近になって急に注目されるようになったのか、ということについては、先ほど「情報化」ということを申し上げましたが、「コンピュータやインターネットのせい」と言う人が多いようです。これは、間違いではありませんが、全体的な動きの一面だけをとらえている見方であって、ことの本質を見落としています。

では、著作権について現在起こっている大きな動きの本質は何かというと、〔資料1〕にお示ししたような変化によって、「1億総クリエイター、1億総ユーザー」の時代が来たということです。さらに、そのような新しい時代が「突然」にやってきたということです。

別の言い方をすると、かつては「一部業界の一部のプロ」だけに関わっていた著作権というものに、「すべての人々」に関わる——という時代が「突然」にやってきたわけです。

「使用」と「利用」の違い

このことをよくご理解いただくためには、ここで是非、「使用」と「利用」の違いということを知っていただく必要があります。

先ほど著作権の基本について、「パクリはだめ」ということを言いましたが、「パクリ」とはどういうことでしょうか。「無断で使う」という意味ですよ。

ところで、この「使う」という概念について、著作権の世界には2つの用語があります。1つは「使用」、もう1つは「利用」です。このふたつは、広辞苑を見ると「同じ」と書いてありますし、この間中国の人も「同じ」と言っていましたので、国語的には同じでしょう。しかし、著作権の世界では違うのです。

例えば、今日は、「この資料を使って、皆さんにお話しします」と言っていますよね。あるいは、学校で先生方は、「教科書を使って」授業をやっていますよね。

この「使う」とは何かというと、「見る」という意味です。「教科書の〇〇ページを見てください」などと言いながら授業をやることが、「教科書を使った授業」ということで、これが「使う」ということの意味です。

この「見る」というような行為は、著作権法上は創作者に無断でできる行為であり、そうした使い方のことを「使用」と言っています。音楽CDを「聴く」という行為も同じです。

「本を開くたびに、事前に著作者の了解を得なさい」などという制度を作ってしまったら、電話をかけたりして毎日了解を取るのも大変ですし、すべての読者から毎朝膨大な量の電話がかかってくる著者も大変でしょう。

ですから、こうした行為は自由とされているのです。「見る」とか「聴く」という行為は、「知覚」(perception)と総称されていますが、知覚行為は使用の典型です。

それに対して、「たくさんコピーして売り払う」とか、「インターネットで広く配信する」などという行為は、著作権法によって「無断ではいけない行為」とされていますが、そうしたものを「利用」と呼んでいます。利用させてもらうときに支払う料金は、本来「利用料」と呼ぶべきですが、一般的には「使用料」という用語が使われているために、混乱を招くこともあるようです。

英語で言うと、「利用」が「exploitation」で、「使用」が「use」ですが、「利用者」のことを「user」などと言うため、こちらも混乱を招くことがあるようです。

法改正案が議論されているときに、ときどき「使用権はないはずだ」などと言う人がいますが、これは間違いです。「あらゆる使い方」から「利用」を引いた残りが「使用」ですので、したがって、法改正によって権利を強めるということは、これまで「使用」だったものを「利用」にするということです。ですから、「使用には権利は及ばないはずだ」と言っても、「だから、それを利用に変えようと言ってるんです」と言われるだけです。

例えば、昔はレコードの「レンタル」というものは、「使用」でした。したがって、無断でやってもよかったです。ところが、1980年代に「貸しレコード屋」がどんどんできてきました。そこでは、実は店外にレコードを貸し出しておらず、借りた人が店内に設置されている高速ダビング機で自分のブランクテープにコピーをとり（これは「私的使用」

であれば合法)、すぐにレコードを返却する一などということが行われていました。実質的には「コピーさせ屋」だったわけです。

そこで、「ルールを変えよう」という動きがまきおこり、昭和**59**年の法改正で、「レンタル」という行為が「使用」から「利用」に変えられました。

逆に「利用」が「使用」に変わる場合がありますが、これは通常は、「権利制限規定」と呼ばれる例外規定の対象の拡大という改正が行われます。ただし、それまでにあった権利が全く消された、といったこともありました。例えば、平成**9**年の法改正では、それまでにあった「生の実演に関する有線送信権」というものが廃止されました(生実演の公衆向けインタラクティブ送信については、「サーバー等から公衆への送信」を対象としていたこの権利に代わって、「サーバー等への入力」を対象とする「送信可能化権」が新たに設けられました)。

誰が「利用」できたか？

ところで、現行の著作権法は「新法」などと言われていますが、新法と言っても制定されたのは昭和**45**年で、皆さんがまだ生まれていない時代です。私は中学生でした。

子どもが書いた作文や絵でも著作権は自動的に付与されますが、「経済的・産業的に大きな意味のある著作物」について考えると、昭和**45**年にそうしたものを「創作」していたのは、お手元の〔資料1〕の上半分に書いてあるような、「プロ」の作曲家・画家・脚本家・小説家などでした。

また、そうした著作物を「利用」していたのも、資料にあるような、出版社・放送局・映画会社などの人々、つまり「一部業界の一部のプロ」だけだったわけです。

そのような「利用」という行為をするためには、コピーや送信のための「道具」がいりますよね。昭和**45**年の段階では、そうした道具を持っていた人が、「一部業界の一部のプロ」に限られていたわけです。

一般の人々は、昭和**45**年の時点では、そうした「道具」＝「利用手段」を持たず、したがって、日常生活の中で「他人の著作物をウ

ツカリ利用してしまった」などということは、あまりなかったのです。「手で書き写す」というのももちろん「コピー」ですが、その程度のことは世の中に大きな影響を与えませんし、著作権法上も例外の対象です。

若い皆さんは想像もつかないでしょうが、昭和**45**年には、コンビニにコピー機はありませんでした。それどころか、今のようなコンビニ自体がありませんでした。先日別の大学でこの話をしたら、「じゃあ、中学生はどこでしゃがんでいたんですか」などと言われましたが、コンビニそのものがなかったのです。

皆さんは、コンビニがない生活なんて想像もつかないでしょう。ちょうどそのころ、日本で初めて「**8**ミリカメラ」が発売されました。ビデオではなくて、**8**ミリ幅のフィルムで撮影するカメラです。今風に言えば、素人が「動画コンテンツ」を作れるようになったわけです。

当時の東京では、テレビで関西弁のコマーシャルというの、あまりありませんでしたが、その新製品について、宝塚出身の若くて美しい女優さんが、テレビコマーシャルで関西弁のキャッチコピーを流して、これが一世を風靡しました。「私にも写せます」という関西弁のフレーズです。この女優さんは、今何をやっていますか？ 国土交通大臣ですよ。あの方が若くて美しかったころ——などと言うと、今でもお美しいので語弊がありますが、そういう時代でした。

また、私が学んだ大学の課程はすばらしい所で、先生が**8**人で学生が各学年**8**人でした。**3**年生が**8**人、**4**年生が**8**人、大学院生が**3**人、**2**人、**1**人、**1**人——という感じです。そこで、いわゆる「ゼミ」というのをするとき、学生が発表用の「レジュメ」などというものを作って配布するわけですが、それをコピーするのに、「ゼロックスコピー機」というのを使ってよかったのは、「大学院生以上」でした。学部学生は「丁稚」だから、経費のかかるゼロックスコピーを使ってはいけなかったのです。

では何を使うかというと、「青焼き」というのがありました。あっ、いま隅の方で思わ

ずうなずいてしまった方はこの大学の古手の先生ですね。みなさん、想像がつかないでしょう。青焼きというのは、昔の日光写真のように、原紙とコピー用紙が、いったん1枚ずつ水の中にずぶずぶと入っていて、ドライヤーのようなもので乾かされながら出てきて、乾きが甘いと干したりするのです。そんなものを使っていたのです。

「利用手段」「創作手段」の爆発的普及

ところが、今はどういう状況かというと、多くの人々がコンビニのコピー機を使い、デジタルカメラを持ち、動画を送信できる携帯電話を持ち歩き、職場や家庭で「インターネットに接続されたパソコン」などというものを子供から高齢者まで使っている——という時代になりました。それも、突然になりました。

このために、よく気をつけないと日常生活の中で他人のコンテンツをうっかり「利用」してしまい裁判を起こされる、などという危険性が急速に高まったわけです。コピー用の機器だけでなく、昔は放送局しか持っていなかった「送信設備」を多くの人が持つようになり、ちょっとした行為で権利者に膨大な損害を与える（膨大な損害賠償を請求される）という危険性も高まっています。

つまり、かつては「一部業界の一部のプロ」に独占されていた「利用手段」が、すべての人々の間に爆発的に普及したために、意図せぬ違法行為が起こる確率が飛躍的に高まってしまったわけです。

ところで、そのような機器等——コピー機、デジカメ、携帯端末、パソコン、インターネットなど——は、「他人のコンテンツを利用すること」にも使えますが、「自分のコンテンツを創作すること」にも使えます。

つまり、人々は、「利用手段」を入手しただけではなく、かつては「一部業界の一部のプロ」に独占されていた「創作手段」も入手したわけであり、これは別の言い方をすると、「権利者」となる確率も高まったということです。

このために、多くの人々が、「他人のコン

テンツをうっかり無断で利用してしまう」という危険（権利を侵害する危険）だけでなく、「自分のコンテンツが他人に無断で利用されてしまう」という危険（権利を侵害される危険）にもさらされるようになりました。

簡単に言えば、「1億総クリエイター、1億総ユーザー」という時代が、創作手段・利用手段の爆発的普及によって、突然に訪れたわけです。

3 カギとなる「教育」と「契約」

このような時代が突然に訪れたため、様々な対応を早急に展開していく必要があるわけですが、その第一は、〔資料1〕の一番下に書いてありますように、広い意味での「著作権教育」というものの展開です。

「赤信号では止まる」ということを知る

前に「車の普及」が起こってしまった

かつては「一部業界の一部のプロ」だけが著作権と深く関わっていましたが、著作権に関する「ルール」について知識を持つべき人々も、そうした人々に限定されていました。しかし、「1億総クリエイター、1億総ユーザー」という時代を迎え、「すべての人々」にとって、著作権のルールについて最低限の知識が必要になっています。

今の状況というのは、車にたとえて言うと、「かつては一部業界の一部のプロだけが車に乗っていたが、急に車が普及して、今では多くの人々が車を運転するようになった。しかし、ほとんどの人はまだ『赤信号では止まる』というルールを知らない」という、極めて危険な状況です。

文部科学省も遅ればせながら、いわゆる「新学習指導要領」で、中学・高校について著作権教育を必修にしました。しかし、実際には「教える側」の先生がよく分かっていないということが大問題です。そこで、文化庁がイニシアティブを取って、教材の開発・配布、教員の研修などを実施しています。今年度は、これまでの成果を効率的に授業に生かすための「研究指定校」も設ける予定です。

ただ、文部科学省の人も含めて、マジメな学校教育専門家が著作権教育を企画すると、「著作権というテーマの授業を(年に1回だけやる)」などということになりがちです。そういうことではなくて、国語でも音楽でも、あらゆる授業の中で、すべての先生方が「著作権に関係することを一言言う」とか「クイズを出す」といったことができるようにするための資料を、現在作成中です。

また、「すべての人が著作権に関わるようになったのだから、みんなが著作権法を読むべきだ」などと言う人がいますが、そんな馬鹿なことはありません。

例えば、日本では殺人は犯罪であり、これは誰でも知っていますが、殺人罪が刑法の第何条に書いてあるか——ということを知っている一般人は、ほとんどいないでしょう。重要なのは、「法律知識」ではなく「ルールを知っていること」なのです。

では、なぜ誰でも「殺人はいけない」ということを知っているかということ、そうした社会の基本的なルールは、「親から子へ」「先生から生徒へ」と、自然に伝わっていくからです。「人を殺してはいけない」「他人の物を盗んではいけない」「人を傷つけてはいけない」などといったルールは、刑法など読んでも、親や先生が自然に子供たちに伝えていくのです。

ところが著作権の場合は、「1億総クリエイター、1億総ユーザー」という時代が突然に訪れたために、親も先生も、子供たちに著作権ルールを自然に伝える準備ができていません。ですから、大げさに言うと、今の状況というのは、**1945年**といっしょです。**1945年**に、日本は突然「民主国家」になりました。このため、「民主主義とは何か」ということを子供に教えなければならなくなったわけです。しかし、自然にそれを伝え、教えるべき親や先生も、民主主義とは何だか分からない。

そうした状況と似ています。**1945年**以降の日本では、日本を民主国家にするために、学校教育・社会教育が大活躍したわけですが、著作権についてもそうした貢献が期待されず。しかし、この教育という面についても、

今我々が置かれている状況というのは、「大過渡期・大混乱期の入り口」であるわけです。

不動産屋に行っても「契約書」がない

こうした大混乱期・大過渡期において極めて重要な課題の第一が、今申し上げてきた「教育」ですが、第二の課題が「契約」システムです。このことは、〔資料1〕の下半分の真中あたりに書いてありますが、これが、日本における最大の問題です。

先ほど申し上げたように、かつては、著作権というものは、クリエイター＝権利者についても、また、ユーザー＝利用者についても、「一部業界の一部のプロ」だけが関わる問題でした。こうした人々が、コンテンツの利用許諾契約などを行っていたわけです。

ところで、日本で「一部業界の一部のプロ」同士が「契約」をしたら、どうなると思いますか。どう考えても、その業界の「常識」と「慣行」と「口約束」と「馴れ合い」と「もたれあい」と「人間関係」に依存していくでしょう。契約書など交わさない場合も多くなります。そのような契約システムが、利用形態の多様化や、「1億総クリエイター、1億総ユーザー」という時代に適合できなくなっているのです。

例えば、これは本当にあったことですが、ある小説家が小説を書きました。これを付き合いのある出版社に、「キミんどこ、付き合いがあるから、コレどう使ってもいいよ」と言って渡しました。するとその出版社は、その小説をインターネットで配信しました。それを見てその小説家が、「キミんここは本屋でしょ。どう使ってもいいとは言ったけど、それは、雑誌連載でも単行本でも文庫本でもいいと言ったのであって、送信していいと言った覚えはない」と言って怒ったのです。そうしたら、出版社の方も怒って、「アンタ、『どう使ってもいい』って言ったじゃないか。いまだき出版社だって、インターネットぐらい使いますよ」と言ったのです。

この2人が単にモメていれば、笑い話で済むのですが、この2人が文化庁に来て、「なんとかしてくれ」と言ったのです。どうにもなり

ません。さらに、言うに事欠いて、「小説家が出版社に対して、原稿を『どう使ってもいい』と口頭で言った場合の、この『どう使ってもいい』の法律的な意味について、政府の統一見解を示せ」などと言うのです。「アホぬかせ」という意味のことを極めて丁寧に申し上げていたら、「だいたい法律が悪い」などという捨て台詞を残して帰っていきましたが、これが、日本で「著作権問題」と呼ばれているものの大部分の本質です。

つまり、「当事者同士が最初からちゃんと契約をしていれば防げた問題」です。このために、「日本の著作権問題の大部分は、著作権法問題ではなく、著作権契約問題だ」とか、「日本人に必要なのは、パソコンよりも、契約書という名の『紙』だ」などということが言われているわけです。

ところで、皆さんの中にもアパートや賃貸マンションにお住まいの方は多いと思いますが、アパートなどの賃貸借に関する基本ルールは、どこに書いてありますか。「借地借家法」ですよ。でも、借地借家法を熟読してからアパートを借りたという人は、ほとんどいないでしょう。なぜかというと、「法律直接適用」という状況を避けるために、重要なことは契約書に書いてあるからです。

著作権の場合は、そうしたアマチュアでも使える契約システムができる前に、突然に「1億総クリエイター、1億総ユーザー」という時代が来てしまったわけですが、その状況というのは、アパートにたとえると次のようなことになります。

つまり、昔は「一部業界の一部のプロ」だけがアパートを借りていたが、突然アパートが普及して、1億人がアパートを借りるようになった。ところが、不動産屋に行っても契約書がない—という状況です。

ですから、権利者から了解を得て利用行為をしている場合について、よく「こういう場合にコピーしたら、違法になるでしょうか」などというご質問を受けますが、これは、アパートに例えると次のようなことに相当するのです。

あるアパートが一部屋空いていました。大

家さんが、「入っていいよ、家賃は5万ね」と言ったので、契約書を交わさずに入居してしまいました。そこで翌月大家さんが、「悪いけどさあ、今月ちょっと苦しいからさあ、家賃は10万ね」と言ったら、10万円払う義務があるのか。あるいは大家さんが、「来月甥がアメリカから帰ってくるんでね、この部屋使わせたいから、キミすぐに出てって」と言ったら、出ていく義務はあるのか。あるいは大家さんがポックリ逝ってしまって、奥さんがアパートを相続して、「ダンナが何て言ったか知らないけどね。アタシヤ聞いてないからね。アンタ早く出てって」と言ったら、出ていく義務はあるのか—というようなことなのです。つまり、「法律直接適用」という状況です。

期待しないでください。私は答えを知りません。おそらく、借地借家法とか民法に精通している弁護士さんなら答えが分かるのでしようが、一般人は分からない。だから、借地借家法や民法をみんなが読まなくてもいいように、重要なことは最初から「契約書」に書いておくのです。

最大のチョンボは「放送番組」

既に申し上げたように、こうした部分が日本で「著作権問題」と呼ばれているものの本質であって、著作権法の内容とはほとんど関係ないことなのです。また、契約と言うと、「既存のコンテンツを利用するとき」の契約を連想する人が多いのですが、よく気をつけなければいけないのが、コンテンツを「創るとき」の契約です。創るときにチョンボすると、後々のリカバリーが極めて困難になってしまうからです。

そうした問題の典型であって、日本独特の深刻な契約問題が、「既存の放送番組の二次利用」ということです。

よく「著作権の問題のために、既存の映像コンテンツの二次利用がしにくい」などということが言われます。例えば、我々の受信料で番組を作っているNHKのアーカイブスに所蔵されている約60万本の番組のうち、再放送などで利用できるのは、わずかに2千本程度な

のだそうです。これは、番組制作時の契約が、二次利用の促進という観点から見て不適切であったため、著作権法の問題ではありません。

ちょっと考えてみればすぐに分かることですが、同じ「映像コンテンツ」でも、「寅さん」や「釣りバカ」や「千と千尋」など、いわゆる「映画」や「アニメ」は、テレビでも放送されていますし、ビデオも発売されています。つまり、さかんに二次利用されているわけであり、二次利用しにくいというのは、「放送番組」に特有の問題です。

また、同じ放送番組でも、アメリカに行く「奥様は魔女」などというなつかしい番組を放送していますので、これは、「日本だけ」さらに「放送番組だけ」の問題なのです。

なぜ「日本の映画」や「アメリカの放送番組」が使えているかというと、「創る時点」で二次利用まで考えた契約を関係権利者としているからです。これに対して日本の放送番組の多くは、「1~2回の放送」という契約しかしておらず、したがって当然に、「3回目の放送」とか「ビデオ化」などについては、再度すべての権利者と契約をしなければなりません。

自分の選択によって「2年だけアパートを借りる」という契約をしておきながら、「3年目も使えないのは法律が悪い」などと言うのはおかしいでしょう。

また、よく話題になる「すべての俳優と再度契約することが必要」ということについては、実は映画会社も、二次利用について俳優と契約しているわけではありません。現在のルールでは、俳優については、「録画していいですね？」と言って俳優が「いいです」と言った場合、その後のあらゆる利用について俳優の財産権は及ばないこととされているからです。

要するに、放送番組を作っている人々が、自らの選択によって、二次利用がしにくい契約をしているだけなのです。放送番組関係者の中には、「俳優との力関係で、そのような契約ができない」などと言っている人がいますが、これは単なる負け惜しみでしょう。

「大家さんとの力関係で、3年間の賃貸借契約ができないので、法律を改正して、2年契約をしたら3年間住めるようにしてくれ」と言うのに相当する、恥の上塗りです。

こうした問題については、次々回に再度詳しくお話ししますが、一部の人々は、「問題は契約だ」と気づきました。そうした人々は、契約書を作るための努力を開始しているわけですが、問題は、「スタンダードな契約書」というものの開発が遅れていることです。

今の状態は、アパートに例えて言うと、「大家や店子が契約書の重要性に気づいたが、不動産屋に行ってもスタンダードな契約書がないので、アマチュアであるすべての大家とすべての店子が、膝を突き合わせて、一条一条契約書の条文を書いている」という状況です。

様々なコンテンツの様々な利用形態について、「不動産屋にある契約書」に相当するような、法律知識がないアマチュアでも使えるスタンダードな契約書式を、早急に開発することが必要なのです。

4 「戦略5分野」の設定

このような時代になりますと、多くの人々が著作権と関わってきますので、私どもがなすべきことも非常に増えてまいります。

〔資料2〕は、産業という観点から見たものですが、大雑把に言うと、いわゆる「コンテンツ産業」の規模は、約10兆円とされています。

最近よく、「著作権制度は産業著作権というようなものになっていかななくてはならない」などということをする不勉強な人がいますが、これは完全にウソという間違いですね。著作権法で保護されているものには、この図に示されているようなものがすべて含まれていますので、今でも著作権は産業をカバーしています。

著作権というものがもともと芸術文化の世界から出発したというのは事実ですが、「コピー」とか「送信」などといった概念は、なにも芸術作品のみを対象としたものではありません。

ませんので、最初から産業も対象としているわけでは

このような、「産業著作権にすべき」とか「デジタル時代の著作権に変えるべき」とか「根本的な改正が必要」などということ言う人は少なくありませんが、そのほとんどは単なる無知か不勉強を原因としています。

このようなことを言う人には、すべて「では、具体的にどの条文をどう改正するのか、案を出してください」と申し上げていますが、今まで誰も改正案を持ってきたためしがありません。

議論の混乱を防ぐための「5分野」

さて、世の中のすべての人々とあらゆる営みに著作権が関わるようになってくると、様々な角度からの著作権論議が起こってきますが、そうした多様な議論について混乱を防ぎ、建設的な論議を実現するためには、整理が必要です。

そこで、昨年から著作権課で、「戦略5分野」というものを設定しましたが、それが〔資料3〕に示されています。

先ほど申し上げた「混乱」とはどういうことかという、例えば、誰かが「このような場合に権利が及ぶか」という「法律ルール」の話をしているときに、別の人が「そもそも契約がちゃんとなっていない」という話を始め、また別の人が「だいたい、著作権教育がなっていないから違法行為が起こるんだ」などということを出し、さらに別の人が「むしろ権利を最終的に確保する司法制度が重要だ」と言ったかと思うと、横から「それより中国の海賊版の問題はどうする」などと言出す—といった状況です。

こうした混乱を防止するとともに、それぞれの分野について、建設的な議論や政策論議を行えるようにするため、「戦略5分野」を設定したわけです。著作権課のあらゆる資料は、この5分野にそって作られていますし、審議会にも、これらに対応する5つの「小委員会」を設置しました。

1番目は「法律ルール」という分野ですが、これには、無断ではいけないことを定め

た「権利のルール」や、例外的に無断でコピーしてよい場合などを定めた「例外のルール」などが含まれます。

2番目は「円滑な流通の促進」という分野で、先ほど申し上げたように、「契約システム」を整備することによって、合法的な流通・利用を促進していくということです。さらに、この分野には、安全な流通を確保するためにコピープロテクションや電子透かしなど、「ITの活用」を進めていくことも含まれます。先ほども申し上げたように、この第二分野が、日本が最も遅れている部分です。

3番目が「国際的な課題」ですが、これにも2つあります。1つは、最近話題になることが多い「海賊版対策」で、もう1つが、「新しい条約」の検討・策定に参画していくことです。

4番目が「著作権教育」の充実ですが、このことの重要性については、先ほど既に申し上げました。

最後の5番目が「司法救済制度」の充実で、この分野は一見地味ですが、「私権」を実質的に守っていく上で極めて重要な分野です。一般に私権の侵害については、侵害された人自身が行動を起こし、告訴や損害賠償請求をしなければなりません。

例えば、土地所有権も私権ですが、皆様方のお宅の庭にホームレスの人が寝ていたとしても、おまわりさんはその人を捕まえません。ひょっとすると了解を取っているかもしれないし、了解を取っていなかったとしても、家主は「ま、いいか」と黙認しているかもしれないからです。例えは悪いですが、痴漢なども同じです。

同じように私権である著作権についても、侵害があった場合には、自分で「侵害事実」や「損害額」を発見・立証しなければなりません。こうしたことは、最近非常に困難になってきています。

例えば、私が書いた本の海賊版が東京で売られていないか——ということは、3日ほど休暇を取って東京中の本屋を走り回れば、ある程度わかるでしょう。しかし、私が書いた本の一部が、どこかのCDやDVDの中に取り込まれていないか———ということを確認するのは

非常に困難ですし、さらに、インターネットで送信されていないか———ということを確認・立証するのは、まず不可能でしょう。

このために、司法救済制度というものが、権利を有名無実にしない観点から、非常に重要になるわけです。

「知財戦略大綱」「基本法」も5分野

こうした「戦略5分野」というものを整理・設定した上で、様々な政策を展開しているわけです。

〔資料4〕をご覧いただくと、最近話題の「知的財産戦略大綱」と「知的財産基本法」の中で著作権に関係する部分が整理されています。これをご覧になるとお分かりのように、大綱・基本法の記述も、「戦略5分野」にきれいに対応しています。

この大綱・基本法には、基本的には大まかな方向性しか記述されていませんので、詳細については、基本法の規定に従って、これから「知的財産推進計画」というものが政府によって作られていく予定です。

例えば、「A」の「法律ルールの整備」の所をご覧いただきますと、大綱には「デジタル情報が強力に保護されなくては、デジタル・コンテンツ産業は成立しない」と書かれており、権利強化の方向へ行こうとしているようにも見えますが、次の行をご覧いただくと「他の基本的価値に留意しつつ」という記述が見られます。この「他の基本的価値」とは何かかという、例えば「知る権利」「表現の自由」「教育を受ける権利」「社会福祉を受ける権利」などといったものです。

「基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指さなければならない」と書いてありますので、全体としては、権利を強めるのか弱めるのか分かりません。ですから、知的財産戦略大綱ができたからといって、権利強化に向かうとは限らないのです。

個々具体の制度や規定については、大綱や基本法に関わらず、それぞれ検討を進めていかなければなりません。

5 「知的財産権」と「著作権」

では、著作権というものについて、だんだんと具体的な内容に入っていきますが、〔資料5〕をご覧ください。

このように、「知的財産権」とか「知的所有権」と呼ばれているものは、大きく「著作権」「工業所有権（産業財産権）」「その他」の3種に分かれます。これらの中で「著作権」だけが他の権利と異なっているのは、「無方式主義」と言って、権利を得るのに政府による審査や登録などがいらぬ———ということです。

従って、今私がここでしゃべっている内容が、既に著作物として自動的に保護されていますので、今この部屋の中で無断でテープレコーダーを回している人がいたとすると、（自分自身の学習目的で録音している学生さんを除き）既に著作権侵害です。

ただ、止めなくていいですよ。予め了解を取ってほしかったという気はしますが、止めなくていいです。ここが、刑法と著作権法が一番の違いです。刑法に書いてあることは、絶対にやってはいけません。例えば、失恋して世をはかなんだ人から「私はもう生きていく気力がない。私を殺して」と言われて、じゃあ殺してやろうと、包丁でブスッと刺したら、これは殺人罪か自殺幇助ですよ。

ところが著作権法に書いてあることは、「無断でやってはいけない」だけなのです。つまり「事前にことわればいい」わけで、「了解をとって使うのが原則」ということをよくおさえておいてください。著作権の対象となる利用行為は、決して「禁止」されているわけではないのです。

「三世一身の法」と著作権

ところで、〔資料5〕にも「所有権」ということばが出てきますが、簡単に言ったら土地所有権と同じと思ってください———とアマチュアの方々には言っています。

土地所有権に例えるとすると、著作権というのは、かつていくつかの国にあった「荒地を耕して畑を作ったら、その畑は耕した人のものになる」という制度と似ているのです。

日本でも律令時代に「三世一身の法」というのがありましたね。その前は「班田収授の法」でしたっけ。土地は全部天皇陛下に属していて、借りているだけという制度です。そのあとが「三世一身の法」ですが、これは、荒地を耕して畑を作ったら自分のものになる。ただし「孫の代」まで——という制度でした。

これが著作権と似ています。どこが似ているかと言うと、第1に「自分でつくったものは自分のものになる」ということが似ています。第2に似ている点は、「孫の代」まで。

著作権には「保護期間」というのがあり、古いものは使ってもいいことになっています。著作権の重要性をあまり強調しすぎると、先日も、「保護期間など設けずに、永久に保護すべきではないか」などという質問がありました。

これに対する私の答えは簡単で、「でもねえあなた、額田王の子孫を探し出すのは大変ですよ」ということです。保護期間を設けずに永久保護としてしまったら、額田王や山上憶良や無名の防人全員の子孫を探し出さないと、万葉集を出版できなくなってしまうのです。

そこで保護期間というものが必要になるわけですが、その原則は「死後50年まで」です。死後50年とはどういうことかと言うと、今日この講義の帰りに、私が吉祥寺の駅前で車にはねられて死んだとします。そうすると、私の本は、来年の1月1日から計算を始めて、丸50年たった翌日の1月1日から、保護期間が切れて誰でもコピーできるようになるわけです。

なぜ今日からではなく、来年の1月1日から計算を始めるかと言うと、今から49年たったら、私が死んだ日付を覚えている人など少数だからです。1月1日に統一しておけば、何年に死んだかということさえ分かれば、保護期間の満了がいつなのか分かりやすいでしょう。

では、なぜ50年なのか——と言うと、「孫の代」まで印税がもらえるようにする、ということだったようです。なぜ孫なのか——というのはよく分からず、「孫までは直接会うから」などと言う人もいますが、実際にはよく分かりません。いずれにせよ、「孫の代ま

で」というのは、三世一身の法と似ているわけです。

「複製権」とは何か？

ここで、先ほど申し上げたこととの関係で、著作権における「権利」というものについて、少し解説しておきます。

私は著作権課長を2年ほど務めておりますが、その前はIT担当課長で、そのまた前は国際著作権室長（私の在任中に「課」に昇格）というのをやっていました。当時の国際著作権室は著作権課の一部で、室長であった私は著作権課長の部下だったわけです。

そのころ、人事異動で新しい文化庁次長が赴任されました。先日退官された小野前事務次官です。つまり上司が替わったわけですが、上司が替わったときには、「所管事項説明」というのを行います。各課ではどのような仕事をしており、どんな課題があってどう対応しているのか——といったことを、新しい上司に説明するわけです。

小野新次長には、当時の著作権課長が説明したわけですが、小野前次官は本当に頭の回転の速い人で、鋭い質問をばしばしなさいました。

例えば、課長が著作権制度の概要を説明して、「色々権利がありますが、例えば『複製権』・・・」と言った瞬間に、小野次長は、「ちょっと待った。複製権ってなんだ？」と質問されました。これに対して課長が「複製権というのは、著作者が自分の著作物をコピーする権利です」と説明したのですが、小野次長は、「馬鹿言うんじゃない。自分の著作物を自分でコピーするのに権利なんかいらないだろう」と言ったのです。

これを聞いて私は、目からウロコが落ちました。なるほど、「複製権」というのは「著作物を複製する権利」じゃない——ということが分かったわけです。これはどういう意味だか分かりますか。

例えば、何らかの法律によってある人に「請求権」が与えられているとしましょう。これは、その権利付与によって、「その人」が「請求できる」という状況になったわけで

す。逆に言うと、その法律による請求権付与が行われるまでは、その人は請求ができなかったということです。

ということは、著作権法によって著作者に「複製権」が付与されているということは、著作権法ができるまでは、著作者は自分の著作物をコピーしてはいけなかった——ということになるのでしょうか。そんな馬鹿なことではないでしょう。ですから、「複製権」というのは、著作物を複製する権利ではないのです。

では何かと言うと、「著作者が、自分の著作物を自分でコピーできるのは当たり前として、他人が無断でコピーしようとしたら『ストップ』と言える権利」ということです。これを著作権専門家が縮めて、「複製権」と呼んでいるだけなのです。

この点についての誤解を防ぐために、私は、自分の本や資料では、多少長くなっても、「無断で複製されない権利」という言い方をするようにしています。

法学部の方々にはちょっと法律的なことも付け加えて申し上げますが、こうした意味での権利(排他的権利)を条文で書く場合、「〇〇する権利を有する」ではなく、「〇〇する権利を専有する」という書き方をしています。その人だけが〇〇できるという意味ですね。

したがって、他人は絶対に〇〇できないわけで、これは権利者から了解を得た場合でもできないわけです。それでは困りますので、著作権法では後ろの方に、「著作者は自分の著作物の利用を許諾できる」という趣旨の条文が入れているのです。

「放送権」を買った？

この関係で、よく混乱を招く言い方は、「放送権を持っている人から放送権を買った」というような表現です。

この中で、前者の「放送権」(現行法では「公衆送信権」に統合)とは、著作権法上の「無断で放送されない権利」であり、すなわち、すべての人々に対して主張できる「物権」です。これに対して後者の「放送権(を買った)」とは、物権としての放送権(無断で放

送されない権利)を持つ人から許諾を得て、「放送してよいという立場を獲得した」という意味であり、これは、契約当事者間だけで有効な「債権」です。

「放送権を持っている人から放送権を買った」とは、要するに「アパートの所有権(物権)を持っている人と賃貸借契約をして、そのアパートに住んでよいという立場(債権)を獲得した」というのと同じことなのです。

このことをよく理解していない人が多いために、かつてこういうことがありました。某作曲家に、「あなたは著作権法で放送権があるのですよ」と言ったら、その人は「私は放送局ではないから、放送権は要らない」と言ったのです。言うまでもありませんが、放送権の意味は、放送局が無断で放送しようとしたときに「ストップ」と言える——ということにあるのです。

また、これも本当にあった話ですが、ある無名の脚本家が**TBS**にドラマの脚本を持ち込んで、「私は著作権法によって放送権を持っている。だから**TBS**でこのドラマを放送しろ」と言ったのだそうです。言うまでもありませんが、放送権とは「無理やり放送させる権利」ではありません。

6 著作権の「3つの側面」

さてここで、著作権というものの本質について、3つの側面を解説したいと思います。

「人権」としての著作権

1番目は、著作権は「人権」だということです。憲法や人権に関する本を読むと、人権なるものの範囲、人権と基本的人権の関係、自由権と社会権の関係、財産権の位置付け、などといったことについては、専門家の間にも統一的な見解はないようです。

私の説は簡単で、「国際人権規約に書いてあるから人権」ということです。著作者の権利を保護しなさいということは、国際人権規約に書いてあるのです。

ただ、人間の人権感覚というのはかなりあやふやなもので、目に見えるものは、誰かの

ポケットにある目に見える「物」を他の誰かが自分のポケットに移動させたりすると、「それはいけないことだ」ということがすぐに分かるのですが、例えば「プライバシー」や「名誉」などの目に見えないものになると、人の人権感覚というものはどうしてもうすれます。

ひどい人になると、「コピーしても減らないからいいのではないか」などと言う人がいますが、「電車の中の痴漢」などという例を出すまでもなく、減らなくても人権侵害は人権侵害なのです。

また、実はコピーすると「減る」のです。例えば、私の本を皆さんがどこかで1冊買って、たくさんコピーして、300円で売りまくったとすると、ホンモノの本が売れなくなりますよね。そうすると、私の印税収入が減ってしまいます。つまり、私の本が私に対して持っている「経済的な価値」が減っており、盗まれているわけです。ただ、その「経済的な価値」なるものが目に見えないので、「減るもんじゃなし」などというヒドイことを言う人がいるのです。

また、なぜ「人権だ」ということを強調するのかと言うと、「規制ではない」ということをよく認識していただきたいからです。

「規制」というのは、人が本来自由にできるべきことを、何らかの理由で役所がコントロールする——という「官対民」の関係です。これに対して「人権」——特に財産権——は、「民対民」の関係です。

規制かどうかということは、縄文時代には自由にやっていたか、ということを考えればすぐに分かります。縄文時代には、この辺に住んでいた人々は、山から木を切り出してきて、自由に堅穴式住居を作っていたはずですが、

ところで今は、自分の土地に自分の家を自由に作れるのでしょうか。作れませんね。役所へ行って、建蔽率がどうしたとか、容積率がどうしたとかいったチェックを受けて、役所の許可がないと建築できません。このような「官対民」のコントロール関係を「規制」と言うわけです。

ですから、学習指導要領は明らかに規制で

すし、教科書検定や大学設置基準も規制です。縄文時代まで遡らなくても、例えば緒方洪庵塾では、勝手に内容を決めて教えていたのですから。

これに対して、「他人の土地に無断で自分の家を建ててはいけない」というのは何でしょうか。これは、他人の迷惑になる（他人の私権を侵害する）からいけないのであって、「官対民」の「規制」の問題ではなく、「民対民」の「人権」の問題です。

このような本質的な差異があるわけですが、例えば営利企業の関係者の中には、この両者を混同しているか、あるいは意図的に混同させて、「著作権は規制だから緩和すべきだ」などと言っている人がいるようです。

そうした暴論の背景には、DVDやブロードバンドの普及によって、他人のコンテンツを使って複雑なコンテンツを作ることが容易になったことがあります。このため、そうしたものに関する企業などの中に、「自由に使わせろ」という意見が出てきたわけです。

こうした発想は、いわば「地上げ」と同じです。テクノロジーの発達によって高いビルが建てられるようになったため、日本のためとか産業経済のためなどと称して、他人の土地を取り上げようとしているようなものです。

ルールの変更はもちろん可能で、例えば皆さんのような教育関係者は、教育のための例外規定の拡大などを主張して権利者側と交渉してもいいわけですが、著作権を「規制」と言ってしまうと権利者側は猛烈に反発しますので、公益目的での例外の拡大を主張なさる方々は、営利企業の「地上げの発想」と混同されないような配慮が必要でしょう。

フランスとイギリスの人権感覚の違い

おもしろいことに、「著作権は人権ですよ」と言うのと、フランス人は「当たり前でしょ」と言うのですが、イギリス人は「ちょっと違うんじゃない」と言うのです。

フランス共和制のスローガンは、今は「自由・平等・博愛」ですが、あれは、バスチーユ以来何回も変わっているのです。数が3つではなくて4つや5つだった時期もありますし、

中身も変わってきた。その何回も変わってきた変遷の中で、自由や平等などと並んで「所有」というスローガンが入っていた時期がかなり長かったのです。なぜかという、フランス革命というものの自体が、ブルジョア革命だったからです。つまり、自分たちが商売をやって稼いだものを、王様とか貴族から無理やり取り上げられないとか、勝手に課税されない、といったことが大きなテーマだったのです。ですからフランスでは、「財産権」というものが「基本的人権」のひとつと思われているようなのです。

これに対してイギリスでは、自然法などというものに根を置く考え方が持たれており、神から与えられた権利と後から作られた権利を区別する傾向があります。このために、思想信条の自由とか言論の自由など、前者に属するものだけを「(基本的)人権」などと考える傾向があるようです。

「インセンティブ」としての著作権

2番目は、「インセンティブとしての著作権」ということです。先ほど申し上げたように、「荒地を耕して畑を作ったら、その畑は自分のものになる」という制度を持っていた国が過去にいくつかありますが、なぜそのような制度を作ったかという、**「ガンバツたんだから、その人の人権でしょう」と**言えばそれまでですが、政府がそのような制度を作ったのは、**「国全体として畑を増やそう」という意図があったから**です。

頑張っ**て**荒地を耕して畑を作っても、その畑を誰かに簡単に乗っ取られるということが予想されたら、馬鹿馬鹿しいから誰も荒地を耕しません。「あなたが頑張っ**て**荒地を耕して畑を作れば、あなたのものになるのです。悪い人がそれを取りに来たら警察が守ってあげます」という制度を作ることによって、人は安心して荒地を耕せる。そうすると国全体として畑が増える、ということが意図されていたわけ**です**。

このように「あなたが独占して収益をあげることができます」というものをインセンティブと言いますが、そのようなインセンテ

ィブを与えることによって、価値あるものを増やしていこうということ**です**。

著作権や特許権について言うと、国全体として、価値の高いコンテンツや発明などを増やしていこうという政策的な意図によって、権利というインセンティブが付与されているわけ**です**。

コンテンツや発明について、「あなたが作ったものはあなたのものになるのです。それを使って儲ける権利を、あなただけに与え**ま**す」というルールを作って、文化や産業の振興を図っていこうとしているの**です**。

「ルール」としての著作権

3点目は「ルールとしての著作権」ということ**です**。著作権は、人権であると同時にルール**です**。実は私個人としては、人権と呼ばれているものすべてが、神から与えられたものではなく、人間が人工的に作り出したルールだと思っ**て**いる的な考えとしては、人権は全部ルールだと思っ**て**います。

それはさておき、先ほど「他人が創ったものをパクッ**て**はいけない」と申しましたが、その「もの」とは何か、「パクる」とは何か——これは「利用」と「使用」の境目——、「何年」くらいパクッ**て**はいけないのか——これは「保護期間」の問題——、また、さはさりながら例外的に無断で使っ**て**いい場合をどうするか、などといったことについては、それぞれ「ルール」を作っ**て**おく必要があります。

そのような人権に関するルールは、民主的な国家においては、法律という形で、国民の意思に基づいて作られる必要があります。しかし、日本にはまだ民主主義が定着して**い**ないせいか、そうしたルール作りを建設的**に**できない人が非常に多い**よ**う**す**。

例えば、権利者側にも利用者側にも「原理主義者」とも言うべき人が多すぎ**ま**す。「著作権を保護すること自体に価値がある」とか、「利用すること自体に価値がある」などと主張して、交渉や妥協やルール作りが**で**き**な**い人々**で**す。著作権のルールは、人々が幸**せ**に暮らせるようにすることを「目的」とした

「手段」にすぎません。著作権を保護することそのものに価値があるはずはないのです。

私は、ルール作りのための建設的な議論を冷静に行うには、「著作権は単なるルール」と割り切って考えるべきだと思っております。言わば、「ボール4つで1塁」というのと同じです。別に3つでもいいし、6つでもいいのですが、ルールとして4つと決めただけで、みんなが変えようと思ったら変えればいいのです。

「全員が不満」が「普通の状態」

ちなみに、著作権法というルールは、「すべての人々が不満」というのが「普通の状態だ」という宿命を負っています。世の中にはいろいろな法律がありますが、たいていは、「この法律はいい法律だ」と言う人と「この法律は悪い法律だ」と言う人がいます。

ところが、著作権法だけは違います。著作権法については、1億3千万人全員が、「この法律は悪い法律だ」と言っており、それが通常の状態なのです。なぜかというと、人間の欲望には限りがないからです。利用者側は、著作権法を廃止して何でもコピー自由、何でも送信自由とするまで満足しません。逆に権利者側は、権利が強くなって印税が2倍になったら、4倍欲しいでしょう。4倍になったら、8倍欲しいでしょう。だから限りなく強い権利が欲しいのです。このように、欲望と欲望がぶつかり合うわけです。

さらに、この欲望というのは、「お金」だけとは限りません。権利者側も利用者側も、多かれ少なかれ日本の文化や産業に貢献していますので、双方が「オレがこんなに日本に貢献しているのだから、もっと優遇されてしかるべきだ」と思っているわけです。

日本国憲法のもとでは、すべての人々に思想信条の自由があり、幸福追求権もあるわけですから、どちらの考え方も「悪」ではありません。冷静に話し合っ、ルールをつくれればいいわけですが、どうも独善に走る人が多いようです。

ここは教育機関である大学ですが、教育の在り方についても、人々の間で大きな意見の対立がありますが、著作権の場合とは全く異

なっています。教育の世界では、大きな対立があるものの、それらの意見はすべて、「自分の利益」ではなく「子どもたちのため」に主張されています。ところが著作権の世界では、多くの人々が「自分の利益」しか考えておらず、しかも、自分の利益のことを「文化」などと呼ぶ人がいるのです。

さらに、そうした対立関係にある人々が、自分たちでルールづくりの議論をしないで、「こちらが善で相手が悪なのだから、役所がこちらの味方をして、相手をやっつけてくれ」などと役所に言ってくるというのが、困った状況です。私もよく「岡本さんは、どっちの味方ですか」などと聞かれますが、いつも「もう一度憲法を読んでください。『全体の奉仕者』です」とお答えするようにしています。

「水戸黄門」の罪

このような、反民主主義的な甘ったれ状況ができてしまった責任の半分は、日本の役人自身にあります。役人が、やらなくていいことにまで手を出し過ぎてきたから、国民が役人に甘えるという状況ができてしまいました。あとの半分の責任は水戸黄門にある——と先日、茨城県で言ってしまっ失敗しましたが、共産党支持者が水戸黄門という番組を喜んで見ているというのは、常識では考えられない状況です。

だいたい、あんな権力主義的な番組はないでしょう。悪代官をやっつけるのは、人民ではなくて、権力者である水戸黄門なのですからね。あの番組について、「権力主義的だ」とか「権力を賛美している」などという批判がなぜ起きないかというと、それは、放送時間の最初の20分間を使って、あの悪代官は「だれが見ても悪」にしてあるからです。したがって、だれが彼を打ち倒して、もみんな文句は言わないのです。

ところが、現実の世界では、善と悪は相対的です。権利者は利用者を悪と言ひ、利用者は権利者を悪と言ひますが、どちらもどっちであって、それぞれ思想信条の自由や幸福追求権に基づいて、自分の考えを主張している

だけです。そのような状況で、自らの主張を相対化し、異質な相手と建設的なルールづくりをしなければならないのですが、どうも日本人の多くは、これが苦手なようです。

7 建設的なルール作りのための協議の促進

そのような現状を打破し、これまでの官僚による支配やおせっかいや、それを受けた国民の甘ったれ体質を脱して、政策決定に関する民主化を進めていく必要があるわけですが、そのためには、まず各セクター内で意見の集約・統一を進めていただく必要があります。

〔資料6〕を見ていただきたいのですが、一般的に言うと、「教育セクター」は、権利を弱めてくれと言っています、学校の授業などで既存のコンテンツを使いやすくしたいからです。それから「福祉セクター」も、障害者による情報アクセスを拡大するために、権利を弱めてくれと言っています。逆に「芸術文化」や「放送」などのセクターは、自分たちの権利を強くしてくれと言っています。基本的には、このような対立関係があるわけです。

方針を統一できない日本の「産業界」

問題は、「産業セクター」です。日本の産業セクターは、かつては外国のものを使うことが多かったために、「著作権を弱めてくれ」という意見が強かったのです。ところが最近では、コンテンツ産業という10兆円規模の産業が発達してきましたので、「権利を強くしてくれ」という声が産業界の中で強くなってきました。

例えば、今から2年前、政府の「IT戦略本部」の会議で、総理の前でソニーの出井さんが、「著作権はもっと強めるべきである」と発言しました。これは、日本の財界人として画期的・歴史的な発言です。

ところがそのあと、ソニーの人から私にいくつか電話が掛かってきました。ある人はこう言いました。「あの出井発言というのは、ソニーの会長としての発言ではありません。あれはソニー・ミュージックエンターテイン

メントの会長としての発言です」。また、別の人はこう言いました。「岡本さんのことから、『あの出井さんの発言は、ソニーの意見ということでもいいのだな』などというような、確認の公文書が来そうな気がします、お願いですからやめてください。なぜかという、答えられないから」。

つまり、ソニーという会社には、著作権について統一的な意見がないのです。なぜかという、ソニーの売り上げの4割がコンテンツ、6割がハードなのだそう。つまり、ソニーの社内で、著作権を強めたいセクターと弱めたいセクターが、混在しているのです。

ましてや経団連は統一的な意見を持ってないし、経済産業省も統一戦略を持っていない。そのような状況で、権利を強めたい業界も弱めたい業界も、すべての産業関係者が現行の著作権法に不満ですから、全員が「日本の産業戦略や産業界の意向が、著作権法に反映されていない」と言うのです。

そのようなことを言う人には、私は「産業戦略だの産業界の意向などがあるなら持ってい。その通り法改正してやる」と申し上げております。これまでは、誰もそんなものを持ってきていません。したがって、日本の産業と著作権制度の関係についての問題は、「産業戦略が著作権法に反映されていない」ということではなく、そもそも「統一的な産業戦略がない」ということなのです。

ちなみにアメリカという国は、先進国の中で著作権保護が一番弱い国なのですが、明確な産業戦略を持って著作権制度を構築しています。アメリカの戦略というのは極めて簡単で、「アメリカがたくさん作っているものは、外国でコピーできない。外国がたくさん作っているものは、アメリカでコピーできる」ようにする——ということです。分かりやすいでしょう。

前者に属するのが、ハリウッドの映画、マイクロソフトのコンピュータープログラム、それからレコードですね。この3つだけ強く保護し、ほかのものは、既存の国際ルールを実質的に破壊してでも弱くする——という戦略です。そうした戦略を、日本はこれから作ら

なければいけないのですが、そのためにはまず、「日本の産業をどうするのか」「どの分野を優遇するのか」ということを、産業セクターが決めなければいけません。

各省庁にも「見解の表明」を求める

次に〔資料7〕をご覧くださいなのですが、先ほど申し上げたように、建設的なルール作りのためには、それぞれの主体がまず自分の意見を明確にする必要がありますので、文化庁では平成13年から、全省庁に対して、「著作権法のどこをどう直したいか、言ってくれ」と言っています。

著作権法改正要望の提出を求めているわけですが、この程度の要望しか来ていません。逆に言うと、これ以外の省庁は、著作権法改正を望んでいないということになるわけです。

平成13年度は、著作権法はケンカランという意見が渦巻く産業界を所管している経済産業省から、ろくな意見が来ませんでした。そこで私は、経済産業省をむちゃくちゃけなしました。そうしたら14年度は、経産省は、ある程度の産業戦略を踏まえた意見を出してきました。これが1行目にある「映画の著作物」——これは著作権法上の用語で、映画・ビデオ・アニメ・テレビ番組・ゲームソフトの映像部分など、固定された動く映像のすべてを含みます——の「保護期間」の延長という要望です。

これについては、今度は褒めちぎっています。「戦略」とは、本来「あれかこれか」という選択であって、「あれもこれも」というのは戦略とは言いません。以前外国の人に言われましたが、日本で「〇〇戦略」と呼ばれているものの大部分は、「できると分かっていることのリスト」や「やりたいことのリスト」に過ぎず、戦略とは言えないということです。戦略というからには、「〇〇はしない」という部分がなくてはならないのです。

特に著作権の場合は、権利者・利用者の関係が「あちらを立てればこちらが立たず」という関係にありますので、「みんながハッピー」という戦略はあり得ません。「誰をハッピーにするか」という「選択」が必要になる

わけです。

そのような状況において、経済産業省は（他の産業分野にとって不利になっても）動画コンテンツ産業を選択的に優遇する、という戦略を持たれたわけです。ちなみに経済産業省は、「他の著作物については、保護期間の延長に反対する」と公式に述べており、明確な選択が示されました。文化庁としてはこれを高く評価したわけです。そのような産業戦略が示されたからには、同じ政府の一員として、今年の法改正で、万難を排してこれを実現するつもりです。

ちなみに私は、総務省は「誉め殺し」にしています。なぜかという総務省は、この資料にありますように、「放送局・有線放送局」だけをとらえて、「権利を強くしてくれ」という要望を出しています。ただ、これはヒアリングをしたらすぐに分かるのですが、実はNHKと民法連の要望をウチに伝えているだけです。

それを私はほめるのです。「総務省はエライ！ 経済産業省がなかなか選択＝戦略構築ができないのに、総務省は戦略がある。これだけブロードバンド、インターネット、ADSL、CATVなどの送信ルートが拡大している中で、総務省さんは（旧態依然たる）放送局・有線放送局だけを選択的・戦略的に選んで、そこだけ権利を強くしてくれと言っている。エライ！」と誉めるわけです。

ただし、そうした送信事業者の方々の中で「自分たちにも権利をくれ」とおっしゃる人には、「あなた方の親元の総務省は、あなた方に権利なんかいらぬ、と言ってますよ」と申し上げています。

「関係者間協議」の促進

先ほど申し上げたような「宿命的な対立関係」の中で、建設的なルールづくりをしていくためには、意見が対立している人々同士が、まず協議や合意形成努力をする必要がありますが、文化庁ではそうした「関係者間協議」を促進しています。文化庁自身が対立する関係者を集めて協議の場を直接作る場合もありますし、独自の協議を進めていただくことも

あります。

そのような関係者間協議が行われているテーマのうち主なものが、〔資料8〕に示されています。個々のテーマの詳細は申し上げませんが、一見して分かっていたいただきたいことは、昔は、左側が芸術家で、右側が企業——という構造が多かったのですが、最近はこの資料からも分かるように、企業対企業、業界対業界という構造になっているということです。

さらに、この資料をさらに詳しくして進捗状況も示したものが、〔資料9〕にありますので、後ほどご覧ください。

8 現在の法律ルールの概要

では、少し先を急ぎますが、〔資料10〕をご覧ください。ここに示されているのが、現在の著作権の体系です。

著作権の話がややこしくなる理由の一つは、「著作権」という言葉に3つの意味・範囲があることで、その3つをここに「著作権①」「著作権②」「著作権③」とお示ししました。当然ですが、これは法令用語ではなくて、私が自分の本などの中で整理しているものです。

「著作権」 = 「著作権①」 + 「著作権隣接権」

まず、「著作権①」が全体でありまして、これが、「著作者の権利」である「著作権②」と、「伝達者の権利」と一般には言われている「著作権隣接権」とに分かれます。「著作権②」というのは、作詞・作曲家とか、小説家とか、写真家とか、そういう人々が持っている権利で、一般の方々がイメージする著作権とは、通常この部分でしょう。

「著作権隣接権」のほうは、どういう人が持っているかということ、右下に書いてあります。まず「実演家」。歌手や俳優などのことです。次に「レコード製作者」。著作権の世界で「レコード」といったら、「音を録音したもの」を全部レコードと言います。また、「レコード製作者」というのは、「音を最初に録音した人」、つまり「原盤」を作った人のことを言います。それから「放送局」。著作権

の世界で「放送」といったら、「無線放送」のことを言います。

普通の国はここまでですが、日本は世界最高水準の著作権保護をしていますから、「有線放送局」にも同じような権利を与えています。

これらの中で分かりやすいのは、「放送局」です。例えば、「ミュージックフェア」という番組がありますが、あの番組を作っている人は音楽を創り出しはしません。他人が創って既に存在している曲を、電波に載せて流しているだけです。

しかし、この番組を作っている人は、来週の番組ではどの曲を使うか、だれに歌わせるか、伴奏はギター1本でいくかフルオーケストラでいくか、ライトをどうするか、カメラをどうするか、背景をどうするか——などと、「工夫」をしながら、既に存在している音楽を、電波に載せるという方法で伝えています。この「工夫」を評価して、「放送局」に、「著作権②」より少し弱い「著作権隣接権」という権利を与えているわけです。

「権利を与える」とはどういうことかということ、「ミュージックフェア」という番組をだれかが無断で録画して、ダビングしてビデオを売ったとしたら、「音楽」は当然コピーされていますから「作詞・作曲家」は訴えることができますが、「放送局」も訴えることができる——ということです。これは、「番組」がコピーされているからで、「放送局に権利を与える」ということは、別の言い方をすると、「放送番組」を無断利用から守るということです。

このように考えると、一見全く違うように見える「放送局」と「レコード会社」がしていることは、実はよく似ているということが分かります。放送局は「電波」という無形のメディアを使って音楽などを広く公衆に「伝達」しているわけですが、レコード会社は「CD」という有形のメディアを使って同じことをしているわけです。

その過程で、放送局と同じようにレコード会社も、次に出すCDについて、どの曲を入れるか、だれに歌わせるか、伴奏をどうするか、

などといったことについて「工夫」をしながら伝えていきます。ですから、レコード会社にも放送局と同様に著作権隣接権を与えているわけです。この場合も「権利を与える」ということの意味は同じで、あるレコードが無断でダビングされて売られたら、作詞・作曲家は当然訴えることができるけれども、レコード会社も訴えることができる——ということです。

「実演家」は、歌手とか俳優ですが、例えば、私が歌っても売れないけれども北島三郎さんが歌うと売れる。これは、北島三郎さんが何らかの文化的な価値を付加しているからで、それを評価して、北島三郎さんに権利を与えるわけです。つまり、北島三郎さんのレコードが無断でコピーされたら、作詞・作曲家は訴えることができるけれども、北島三郎さんも、「自分の歌」がコピーされているわけだから訴えることができる、ということです。

というのは実はウソで、どこがウソかというと、「私が歌っても売れないけれども、北島三郎さんが歌うと売れるから、北島三郎さんに権利を与える」と言ったのがウソです。実は、私が歌っても権利はあるのです。この資料に書いてある権利全部について、それを持つのは「プロ」とは限りません。アマチュアでも、全く同じ権利を持つのです。

ですから、皆さんがカラオケボックスで歌っているときに、既に「実演家」として著作権隣接権を持っていますから、だれかが無断で録音したら、「懲役3年」と言ってやってください。あるいは、皆さんの中にSLが趣味という人がいて、大井川鉄道まで行ってSLのシュッポップという音をテープに録音してきたら、そのテープが既に「レコード」として保護されています。そして、最初に録音したその人が、「レコード製作者」になるわけです。

さすがにアマチュアは「放送」はしないだろうと思っていたら、文部科学省自体が「得る・ネット」という放送システムを持っていますし、最近はキャンパスFMなどというものもあります。これには、総務省や旧郵政省の免許があるかないか、などということは無関係です。

著作権は「人の権利」に関する「国際ルール」であり、例えば「放送」という概念についても、国際ルールで定められています。

これに対して総務省・旧郵政省の「放送免許」というのは、日本という国の中だけの事情によって、政府が「国内ルール」として定めている「規制」（政府の免許がないと放送してはいけないという「官対民」のコントロール関係）です。ですから、免許の有無ということは著作権隣接権の有無とは無関係なのです。

「国際的な人権」ではなく「国内的な規制」にすぎない総務省の免許制度は、当然ですが国内事情でどんどん変わっていきませんが、そうした国内規制制度の変化によって「第〇種〇〇放送事業者」とかになった人の中に、「自分たちは著作権法上も放送事業者になったはずだ」などと主張する人がいますが、これは完全な誤解です。

「著作権隣接権」は「著作権②」よりも弱い——と申し上げましたが、実は、ある意味では「著作権②」よりも強力です。それは、「著作権②」の場合は「創作性」がないと保護対象にならないのに対して、「著作権隣接権」の場合は、創作性の有無に関わらず、放送・録音などの「行為」をすれば、直ちに保護される——ということです。ですから、「交差点に放置されたビデオカメラで撮影された映像」は（創作性がないので）「著作権②」で保護されませんが、「交差点に放置されたテープレコーダーで録音された音」は「著作権隣接権」で保護されるのです。

このように、「創作性」に着目する「著作権②」とは異なり、「著作権隣接権」は「行為」そのものに着目して権利を付与するものですが、「実演」だけはちょっと限定がかけられています。実演とは、著作物を演じるか、またはそれに準じる芸術的な性格があるものとされていますが、「演じる」ということは、あらかじめストーリーが決まっているということです。

したがって、ストーリーが決まっておらず、何が起こるか分からないようなものは、「実演」ではありません。その代表は、スポーツの試合の場面です。例えば、サッカーをやっ

ている場面とか、野球をやっている場面は、実演ではありません。よくスタジアムなどに、著作権を理由として「ビデオカメラ持ち込み禁止」などと書いてありますが、これは著作権とは無関係です。

ところがスポーツであっても、あらかじめ何が起こるか分かっているものがありますよね。例えばフィギュアスケートの演技とか、体操の床運動です。これらは「演技」というぐらいですから、演じているわけです。しかしこれらは、「芸能」ではないので、「実演」ではありません。

その境目を言うと、例えば「ホリデー・オン・アイス」というのがあるでしょう。プロがショーとしてやっているものです。あれは「芸能」だから実演家の権利があり、オリンピックの場合は権利がないということになるのです。この間、「では、プロレスは？」という質問がありましたが、プロレスの場合は、やっている人が「あれは実はストーリーが決まっています、演じているだけなのです」と言ったら、著作隣接権がある。「本気でやるんだ」と言い張ったら権利はない、ということになるわけです。

「著作権」 = 「人格権」 + 「著作権」

それから、「著作権②」は、さらに「人格権」と「著作権③」に分かれます。これらのうち「著作権③」は、「財産権」とも言いますが、「財布を守る権利」です。逆に言うと、この権利が侵害されると、著作者は「損をする」わけです。

例えば、「著作権③」の中には「無断でコピーされない権利」が含まれますが、先ほど申しあげましたように、皆さんが私の本を買って、無断でコピーして安く売ってしまうと、ホンモノが売れなくなって私が損をしますね。だから、無断でコピーをしてはいけない、ということになっているわけです。

あるいは、私が作曲家であるとして、私の曲をNHKが放送するときには、私に著作権料が入ります。それを皆様方が勝手にインターネットで流してしまうと、本来私に入るべき著作権料が入りません。だから「無断で送信

されない権利」というものが、私に与えられているわけです。

これに対して「人格権」は何かというと、「財布」ではなくて、著作者の「心」を守るものです。「心を守る」とは、この権利が侵害されたら、著作者は「ムカつく」ということです。つまり、「著作者がムカつかないようにする」ための権利が、「人格権」です。

著作者は何をされたらムカつくかということ、条約には2つしか書いてありませんが、日本の著作権法には3つの権利が規定されています。

第一は、「無断で改変されない権利」です。例えば、私が画家であるとして、私のイメージで空を真っ赤に塗った絵を描きました。ところが、これを画廊のおじさんが売るときに、「これじゃ売れないよね」と言って、おじさんが自分で空を青く塗り直してします。それで多少高く売れても、ムカつくでしょう。あるいは、私が小説家として書いた小説があったとします。大悲劇で、最後はみんな死んじゃう。ところが出版社が、「これじゃ話が暗いよね」と言って、勝手にストーリーをハッピーエンドにしてしまう。これもやはりムカつくでしょう。こういうことを無断ではいけないというのが、この「同一性保持権」です。

第二は、「無断で公表されない権利」で、「公表権」といいます。例えば私が画家であるとして、ある絵を描きました。しかしその絵ができが悪く、とても私の作品として世に出せない。だから隠しておいた。これをだれかが引っ張り出してきて、展覧会に出して、「アイツ、こんな下手な絵を描いてるんだぜ」と言われた。これは、ムカつくでしょう。つまり、自分の作品を世に出すか出さないかを決める権利です。

第三は、「名前の表示を変えられない権利」です。例えば、私がこの本を出すときに、出版社が、私が書いたものなのに他人の名前を著者として表記したら、やはりムカつくでしょう。逆に、本名ではマズイ場合に、ペンネームを表示しろといったのに、本名を出されたらやはりムカつきますよね。そのようなことをされないというのが、この「氏名表示

権」です。

子どもには「人格権」が分かりやすい

ではここで、過去**200**回ぐらいやっているアンケート調査をまたしたいと思いますので、ご協力ください。今申し上げた、お財布を守る「著作権③」と、心を守る「人格権」、どちらが分かりやすいですか。あるいは、どちらが、「なるほど、そういうことは無断でやらせてはいけない」と思いますか。

「人格権」のほうが分かりやすいという方、手を挙げてください。次に、「著作権③」のほうが分かりやすいという方、手を挙げてください。そうですか、「人格権」のほうが**6**割ぐらい、「著作権③」の方が**4**割ぐらいでしたね。

実はこの質問を小・中学生にしたら、ほぼ全員が「人格権」の方が分かりやすいと言うのです。高校生で、約**8**割が「人格権」。今、皆様方は、**6:4**で「人格権」が多かったのですが、大学では大体半々ぐらいなのです。それが大人になると、すっかり心が汚れて、「著作権③」のほうが分かりやすくなるのです。皆さんは、まだあまり心が汚れていないようですね。

なぜそうなるかという点、子どもたちは、自分の著作物で儲けようとは思っていないからです。お金とは、お母さんがくれるお小遣いのことであって、自分で稼ぐとか損するとかいったことは、まだあまり考えていません。

ですから、子どもたちに「キミが書いた作文を出版社が勝手に出版して儲けたら、悔しいだろう」などと言っても、ポカンとしているわけです。ところが、小学生に「人格権」——特に「同一性保持権」の話をする、とても盛り上がります。例えば、「この間学校の先生が、ボクの粘土細工を勝手になおしました」などという話がたくさんでできます。

また、これは**10**年ほど前に本当にあったことですが、ある学校で子どもが詩を書きました。「小川の水が、すってんころりと流れていく」。可愛いでしょう。いかにも石の間を水が飛び跳ねている感じがしますよね。ところがアホな教師が、「キミは何を言うんだ。

日本では、小川の水は昔から『さらさら』流れると決まってるんだ」と言ったのだそうです。これは、「画一的・硬直的指導」と言われて、新聞に大きな記事が載りました。

こうしたことが教育上いいかどうかは、専門家でないので分かりませんが、子どもたちが学校で心を傷つけられているというのは、事実のようです。だから、お金の話である「著作権③」よりも、心の話である「人格権」の方が分かりやすいのです。

ですから、先ほど著作権教育という話もいたしましたでしたが、子どもたちに著作権の話をするときには、「人格権」から入っていった方がいいのです。こうした教育は、大人が作ったルールについて「こうなってるんだから、さようころえよ」などと言っても、子どもたちは「暗記」はできても「理解」はできません。「こういうことをされたら、あなただって嫌でしょう？ だから他人にもしてはいけないんだよ」——という形で、「なぜルールが必要なのか？」ということも含めて教えていかなければいけないのです。

新設された「実演家人格権」

ちなみに、去年の**10月9日**から、実演家にも人格権が与えられました。「氏名表示権」と「同一性保持権」ですが、重要なのは後者です。実演——つまり俳優の演技とか、ダンサーの踊りなどを、改変できますか。そのような改変をしようと思ったら、昔は非常に大変でした。例えば、フィルム**の1コマ1コマ**を、全部描き直していかなければならなかったのです。普通は、そんな面倒なことはしないでしょ。だから、この「無断で改変されない権利」は要らなかったのです。ところが最近、デジタル技術を使って何でも改変できるようになりました。

このため、次のようなことが起こるようになったのです。例えば、あるバレリーナの方がいらして、ある会社が、「あなたの踊りは大変素晴らしいから、わが社のコマーシャルに出てください」と言って、契約書を交わしてしまったとします。「私の踊りを録画してテレビでコマーシャルとして放送していいで

す」という契約をしてしまいました。

そこで、喜んで親戚中に電話して、いざテレビを見たら、例えば、体型が変えられてデブにされている、胸が大きくされている、お尻が大きくされている。ひどい場合には、裸にされている、あるいは顔が他人にすぐ替えられている——などということが起こるようになったのです。

去年の夏に放映されていた伊藤園の麦茶のコマーシャルでは、浜辺で子供がスイカ割りをしていてスイカを割ろうとすると、スイカの下に人間がいて、ムキムキマンのお兄さんがぐわっと砂から出てくる。ところが顔は、鶴瓶さんなのです。どう見てもあの体は鶴瓶さんの体じゃない。

ということは、あのムキムキマンのお兄さんは、「あんたいい体をしているね。ウチのコマーシャルに出ない？」と言われて出ていたかもしれませんよね。親戚中に電話してしまって、いざ見てみたら顔がすぐ替えられている。これは腹が立つでしょう。そうした状況に対応するために、新しく実演家にも人格権を付与したわけです。

ただし、ここでは詳細に解説しませんが、著作者の人格権と実演家の人格権とでは、微妙に内容が違ってきますので、後ほど条文をよく読んでみてください。

なお、人格権というものは、このように、「オレがせっかくつくったのに、こんなことしやがって、コノヤロー！」という、つくった人の「感情」を守るものです。このために、その他の権利（財産権）とは違って、人格権は、「他人に移転できない」こととされています。「損得関係」は他人に移転できますが、「創作者の感情」は移転できないからです。

「著作者」 「著作権者」

ところで、「著作権②」について、「著作物を創った人」のことを「著作者」と言い、これに対して、「著作権③を持っている人」のことを「著作権者」と言います。

当然ですが、ある著作物が創られた瞬間には、「著作者」＝「著作権者」です。ところが、「著作権③」は譲渡可能ですから、これ

が売られてしまうと、「著作者」と「著作権者」が違う、という状況になるのです。別の言い方をすると、「人格権を持っている人」と「財産権を持っている人」が違う、という状況が起きるということです。

ですから、例えば、この大学に、ある人がビデオを持ってきて、「このビデオについては、私が著作権を持っていますから、どうぞご自由にお使いください」と言ったとしたら、いくつか質問をしないとイケません。

まず、「あなたは、著作権を持っているとおっしゃるけれども、それは著作権①ですか、著作権②ですか、著作権③ですか？」という質問をしなければなりません。また、「あなたは、この著作物を創った著作者ですか。それとも、著作者から著作権③を譲り受けた著作権者ですか？」と聞かないといけません。

この質問は、別の言い方をすると、「あなたは人格権を持っていますか？」ということになるのですが、それによって、「(誰の)氏名表示をしなければならないか?」「中身を改変しながら使ってよいか(誰の了解を得ればよいか)?」などといったことが、大きく変わってくるからです。

すべての権利は「重疊的」に働く

もうひとつ、ここに書いてある権利は、すべて重疊的に働く——ということにも、注意が必要です。重疊的に働くとは、それぞれ独立して権利が行使されるという意味です。

時間がありませんので、一番複雑な状況だけを申しますと、Aさんが作詞・作曲した曲を、Bさんが(Aさんの了解を得たうえで)ライブコンサートで歌っているときに、Cレコード会社が(Aさん、Bさんの了解を得たうえで)それをレコードに録音して、そのレコードをD放送局がFM放送で流しているとき、それを皆さんが受信してテープに録音し、ダビングして売ったりしたとします。

この場合、何をコピーして売ったかという点、「Aさんの曲」と「Bさんの歌」と「Cさんのレコード」と「Dさんの放送番組」を、コピーして売ったわけですから、4人から訴えられる——という状況になるわけです。

9 問題はアメリカ法の遅れ

ちなみに、皆さんはよくご存知だと思いますが、世界各国の法体系は、大陸ヨーロッパ型の「シビルロー」と、アングロサクソン型の「コモンロー」に分かれます。ここに書いてある体系は、シビルローです。コモンローの国とは、要するにイギリスとその関係国のことで、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、インド、香港などです。中国は大変で、北京の法律がシビルローなのに、香港だけはコモンローです。

著作権について言うと、一般的に言って、日本も含むヨーロッパ型のシビルローの国の方が、強い保護を実施しています。

これは、国際的なハーモナイゼーションにとって大きな問題でしたが、イギリスはEUの一員として行動しなければならないために、最近保護を強めてきました。カナダやオーストラリアなども、最近反省したのか、徐々に保護水準を高めています。

問題はアメリカで、アメリカという国は、ご存知のように、他国とハーモナイゼーションをしなくても生きていけるという「力」を持っていますので、なかなか他国にあわせようとはしません。「WTO協定」の一部である「TRIPS協定」について、アメリカの特許商標庁長官は、「TRIPS協定は、アメリカ著作権法以上でもなく、以下でもないものにしようとして、ほぼ成功した」と豪語していました。

また、「WCT」「WPPT」を作るための交渉過程では、彼は「アメリカがWIPOに（アメリカが満足できる条約を作る）チャンスを与えてやっているんだ。WIPOがアメリカの利益に適合しないなら、我々はWTOやOECDにやらせる」と言っていました。これらの発言が、アメリカという国の基本的なスタンスを象徴しています。

こうしたスタンスのために、アメリカ著作権法は、他の先進諸国から大きく遅れてしまっていますが、これが様々な国際問題を引き起こしています。日本が「著作権②」の基本

条約である「ベルヌ条約」を締結したのは「明治32年」（1899年）でしたが、アメリカがこの条約を締結したのは、なんと「平成元年」（1989年）であり、このアメリカの遅れのために、「©マーク」などというものを作らざるを得ませんでした。

「Copyright」とは？

そもそも、「コピーライト」などという英語の用語自体が、アングロサクソン型の弱い保護を前提としており、著作権の概念を矮小化しています。

アメリカでは「著作隣接権」が全く保護されておらず、また、「著作権②」についても「人格権」の保護について「ベルヌ条約違反」がアメリカ人専門家によってさえ指摘されています。

ということは、アメリカ著作権法がまともに保護しているのは、〔資料10〕の図の中で「著作権③」の部分だけだ——ということになるわけです。この「著作権③」に含まれる様々な権利の中で最も重要なものは、「コピーすること」に関する権利ですが、そのために英語では「コピー・ライト」（複製権）という用語が使われているわけです。

アメリカは、自国の「弱い保護」をなんとか維持したいために、国際条約の検討にあたって、常に「ヨーロッパ型の制度とアメリカ型の制度の間の『ブリッジ』（橋渡し）が必要」と言いますが、ほとんどの人が同じ言い回しをします。それは、「**There should be a bridge between American copyright system and European “droit d’auteur” system**」という言い方です。

この中で「droit d’auteur」というのは、フランス語で「著作権①」のことなのですが、英語には「著作権①」を意味する単語がないために、フランス語の単語を使わざるを得ないのです。要するに、英語には「著作権」という単語がないのです。

アメリカでは、専門家は「droit d’auteur」などとフランス語を知っていますが、一般人はそんなフランス語は知りません。つまり、そもそも単語がないのですから、一般のアメ

リカ人は、著作権全体について「思考」することさえできないわけです。

特に、アメリカ人と契約するときには、「コピーライト」という単語を使った瞬間に、著作隣接権はなし、人格権もなし、ということになってしまって、あとでもめるということがよく起こります。

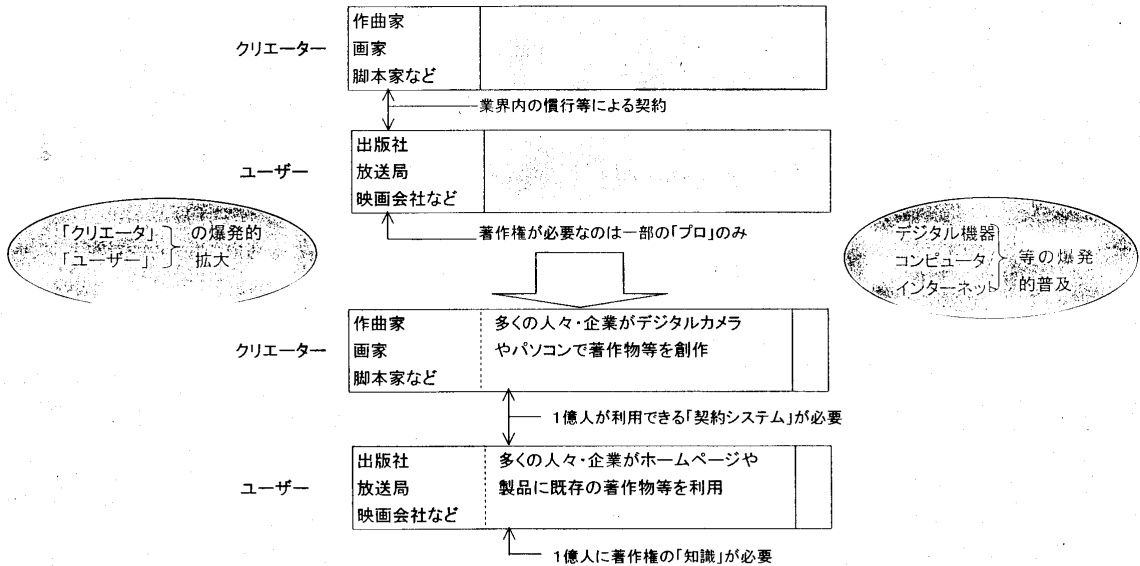
こうした状況が、ブロードバンド時代になってもはや容認しがたくなったため、日本政府は、一昨年からアメリカ政府に対して、外交ルートで正式に「改正要求」をつきつけています。その内容は、〔資料11〕にお示しました。

なお、アメリカ側からは、もう日本政府に要望することはなくなってしまったようですが、昨年は面白いことが起こりました。東京のアメリカ大使館の人が文化庁国際課に来て、「来年は、著作権法改正はあるのか。どこを改正する予定か」と聞いたのだそうです。よくよく事情を聞いてみると、文化庁が改正しようとしている所を「アメリカから日本への要望」にして、確実に実現する——というセコい考えだったそうですが、著作権法制については、それほどの差を我々はつけているわけです。

では、また次々回にお目にかかります。

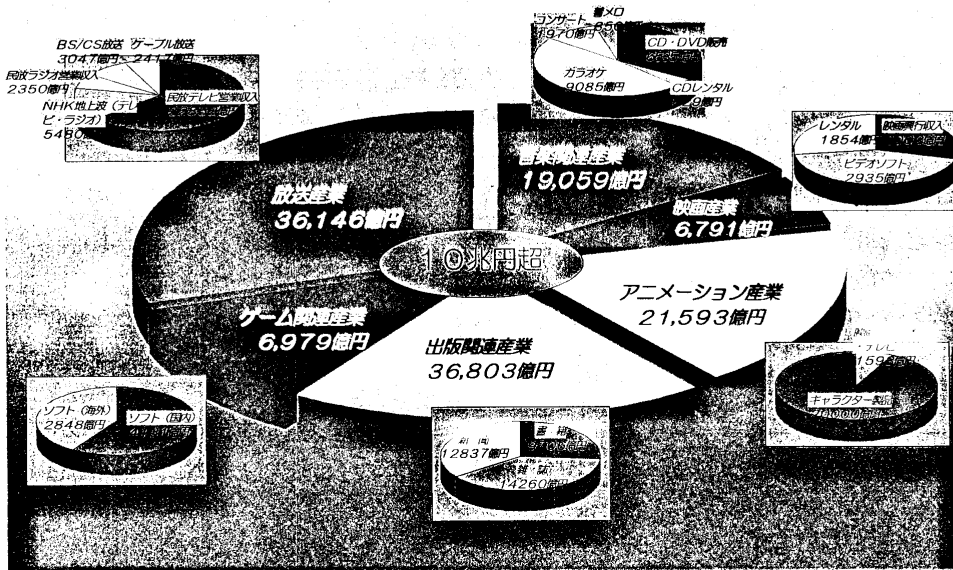
[資料1]

「クリエイター」と「ユーザー」の爆発的拡大



[資料2]

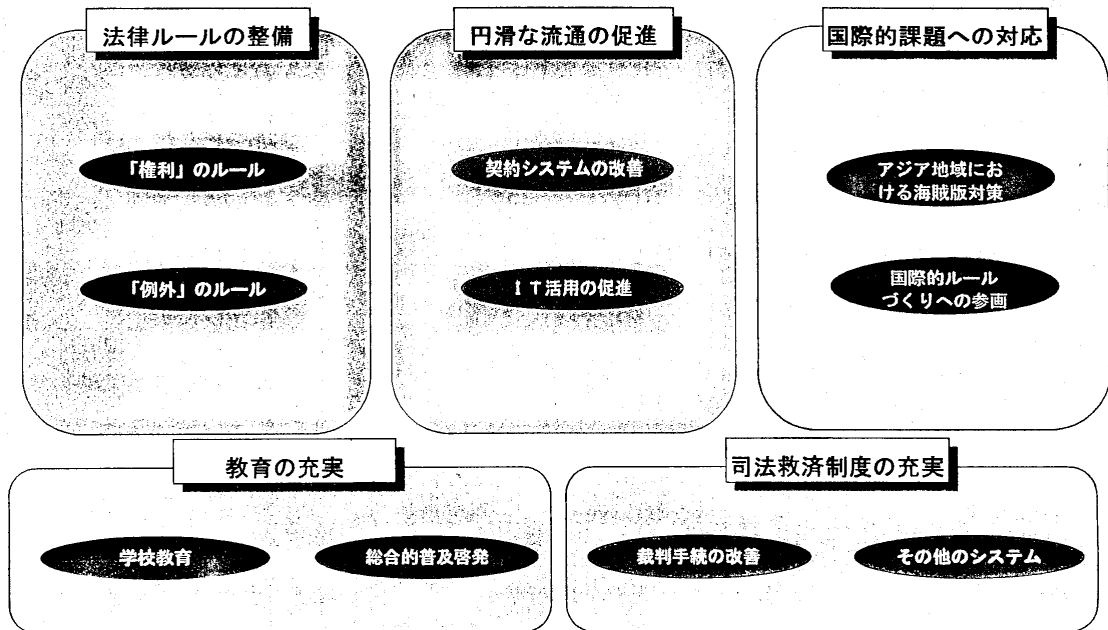
コンテンツ産業の市場規模について



*2000年度各種資料より推計

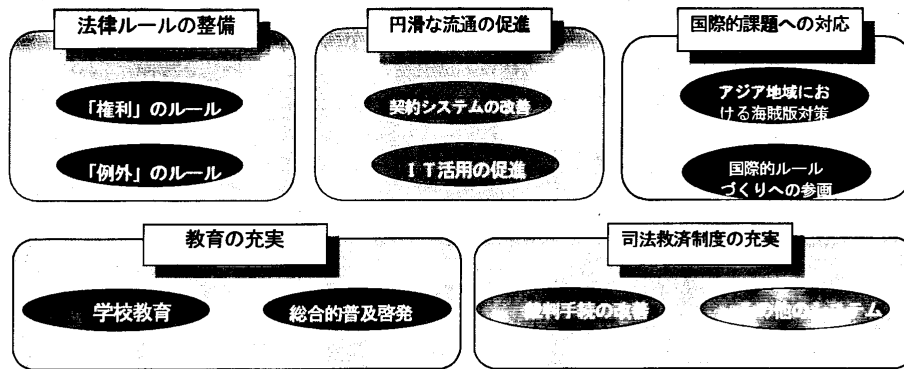
[資料3]

著作権政策の「戦略5分野」



[資料4]

著作権政策の「戦略5分野」

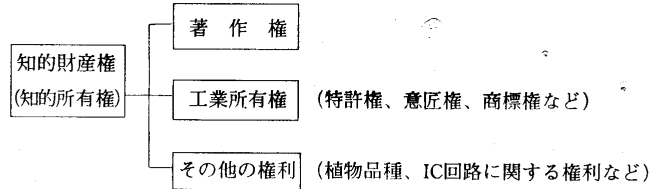


(参考)

著作権政策の「戦略5分野」と「知的財産戦略大綱」の記述及び「知的財産基本法」の条文

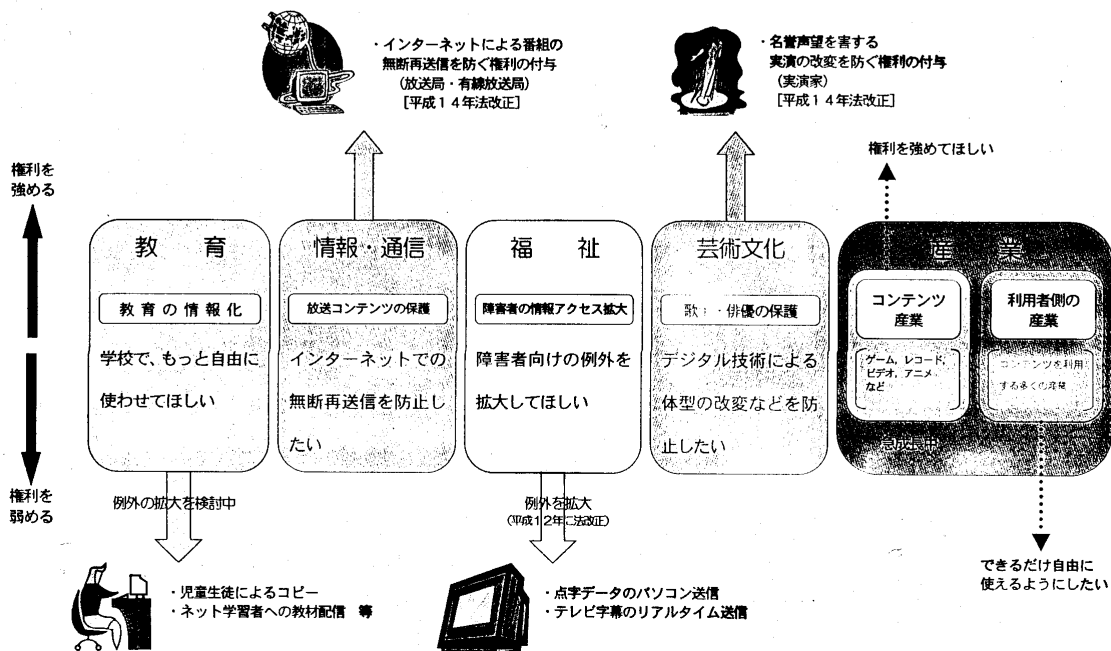
	「知的財産戦略大綱」の記述(要旨)	「知的財産基本法」の条文
A 「法律ルール」の整備	<ul style="list-style-type: none"> デジタル情報が強力に保護されなければ、デジタル・コンテンツ産業は成立しない。 基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指さなければならない。 国際的にも条約の検討が進められている。放送事業者の権利の拡充や、実演家の権利の拡充など、ネットワーク上での著作権の保護強化について検討を行い、遅くとも条約採択後に所要の措置をとる。 	<p>第18条 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第10条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。</p>
B 「円滑な流通」の促進	<ul style="list-style-type: none"> 我が国においては、創作時・利用時における「契約システム」が十分に機能していない面があるため、著作物の円滑な流通に支障が生じている。 有効なセキュリティ技術の開発、契約システムの構築等、適切な仕組みを確立すべきである。 著作物の円滑な流通を促進し、積極的にそれが活用されるよう、契約システムや権利者の意思表示システムの構築を図るべきである。 	<p>第19条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p>
C 「国際的課題」への対応	<ul style="list-style-type: none"> 海外における音楽、ゲームソフト等の違法な知的財産権侵害製品(模倣品、海賊版)が我が国経済に与える損失はきわめて大きく、これを看過することはできない。 侵害が発生している国の中央政府等に対し、多国間の枠組みの活用、二国間交渉等を通じて知的財産権の保護強化を迫るべきである。 情報伝達技術の発展等に伴い、知的財産の国際的保護水準の適正化や制度間の調和が求められている。 二国間・多国間の枠組みを通じた新たな国際ルールづくりや、開発途上国の制度整備支援等の取組を推進すべきである。 	<p>第16条 2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第17条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境を整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
D 「著作権教育」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育における知的財産に関する教育の推進を図る。 広く国民に対し、知的財産に関する知識と意識の普及を図るための総合的な事業を実施する。 	<p>第21条 国は、国民が広く知的財産に関する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。</p>
E 「司法救済制度」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 権利を持っていても、現実には権利行使が極めて難しい状況が生じつつある中、権利行使の実効性確保が大きな課題となっている。 訴訟制度の改善等、デジタルコンテンツの適切な保護の仕組みを確立すべきである。 知的財産権の保護を強化し、「侵害し得」の社会からの脱却を目指す観点から、望ましい損害の認定制度の在り方について、2005年度までに検討を行い、結論を得る。 	<p>第15条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>

〔資料5〕



〔資料6〕

「法律のルール」を変えていく動き



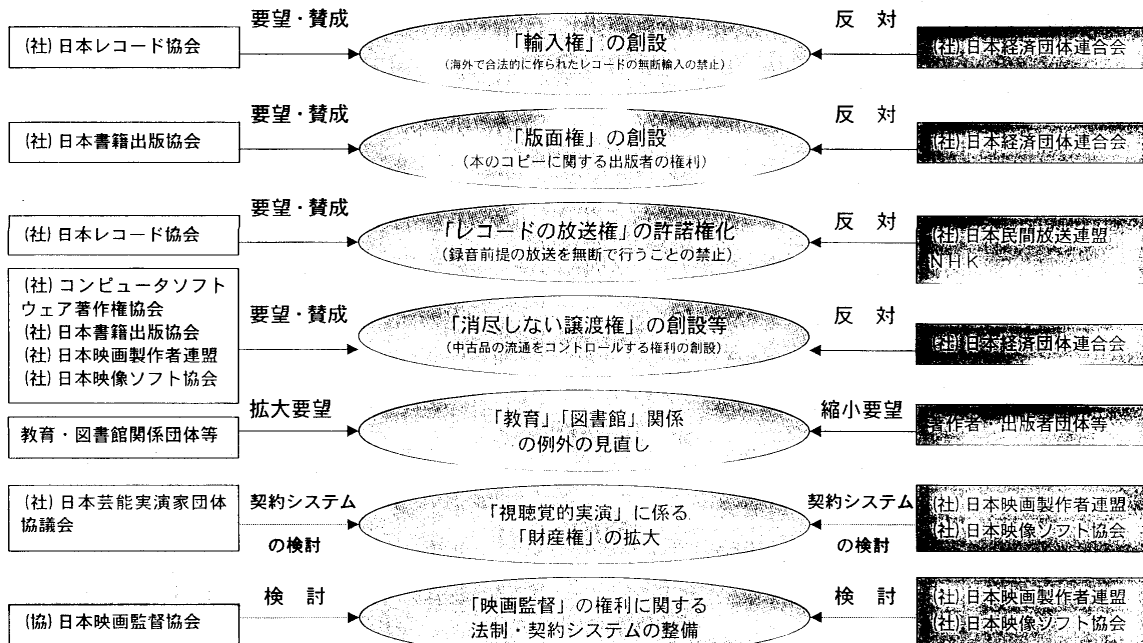
[資料7]

関係省庁からの著作権法改正要望

省 庁	要 望 の 内 容	13年度	14年度	対応状況
総 務 省	・放送事業者・有線放送事業者への「送信可能化権」の付与	○	—	法改正済
	・固定された番組に係る放送事業者・有線放送事業者の権利の拡大	○	○	審議会で検討中
文部科学省	・教育目的の利用に係る権利制限の見直し ・図書館での利用に係る権利制限の見直し	○	—	法改正準備中 関係者間で協議中
	・「拡大教科書の作成」に係る権利制限の見直し	—	○	法改正準備中
経済産業省	・映画の著作物の保護期間の延長	—	○	法改正準備中
	・ライセンス契約の第三者対抗力の付与	○	○	審議会で検討中
	・法定賠償制度の導入	—	○	審議会で検討中

[資料8]

関係者間で協議中の事項例



〔資料9〕

関係者間で合意形成が進められつつある事項等

＜関係者間の合意が形成された課題＞

- 放送事業者・有線放送事業者の「送信可能化権」の付与【法改正済】
「(社)日本民間放送連盟」「日本放送協会」と「(社)日本経済団体連合会」等
- 「視聴覚的実演」に係る「人格権」の創設【法改正済】
「(社)日本芸能実演家団体協議会」と「(社)日本映画製作者連盟」
「(社)日本映像ソフト協会」等
- 児童生徒等による複製【法改正準備中】
「教育関係団体」等と「著作者団体」等
- 「遠隔授業」における教材等の送信【法改正準備中】
「教育関係団体」等と「著作者団体」等
- 「インターネット試験」等での試験問題の送信【法改正準備中】
「教育関係団体」等と「著作者団体」等
- 「拡大教科書」の作成【法改正準備中】
「文部科学省初等中等教育局」と「著作者団体」等
- 無料上映会の制限【法改正準備中】
「著作者団体」等と「図書館関係団体」等
- 図書館資料保存のための方式変換【法改正準備中】
「図書館関係団体」等と「著作者団体」等
- 図書館資料貸出に係る補償金(方向性)
「著作者団体」等と「図書館関係団体」等

＜著作権分科会の提言に基づき関係者が協議中の課題＞

- 「レコード放送権」の許諾権化(「録音前提の放送」への対応)
「(社)日本レコード協会」と「(社)日本民間放送連盟」「日本放送協会」
- 構内LAN等での教材の共同利用等
「教育関係団体」等と「著作者団体」等
- 図書館利用者へのFAX送信, 図書館資料複製に係る補償金等
「図書館関係団体」等と「著作者団体」等
- 図書館資料貸出に係る補償金(具体的な制度の在り方)
「著作者団体」等と「図書館関係団体」等
- 私的録音補償金制度の見直し
「製造業者等団体」・「権利者団体」

<映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会(映像懇)での合意に基づき行われている検討>

- 「映画監督の権利」に関する法制・契約システムの整備
「(協) 日本映画監督協会」と「(社) 日本映画製作者連盟」「(社) 日本映像ソフト協会」等
- 「俳優等の視覚的演技に係る財産権」の拡大の前提となる契約システムの構築
「(社) 日本芸能実演家団体協議会」と「(社) 日本映画製作者連盟」「(社) 日本映像ソフト協会」等

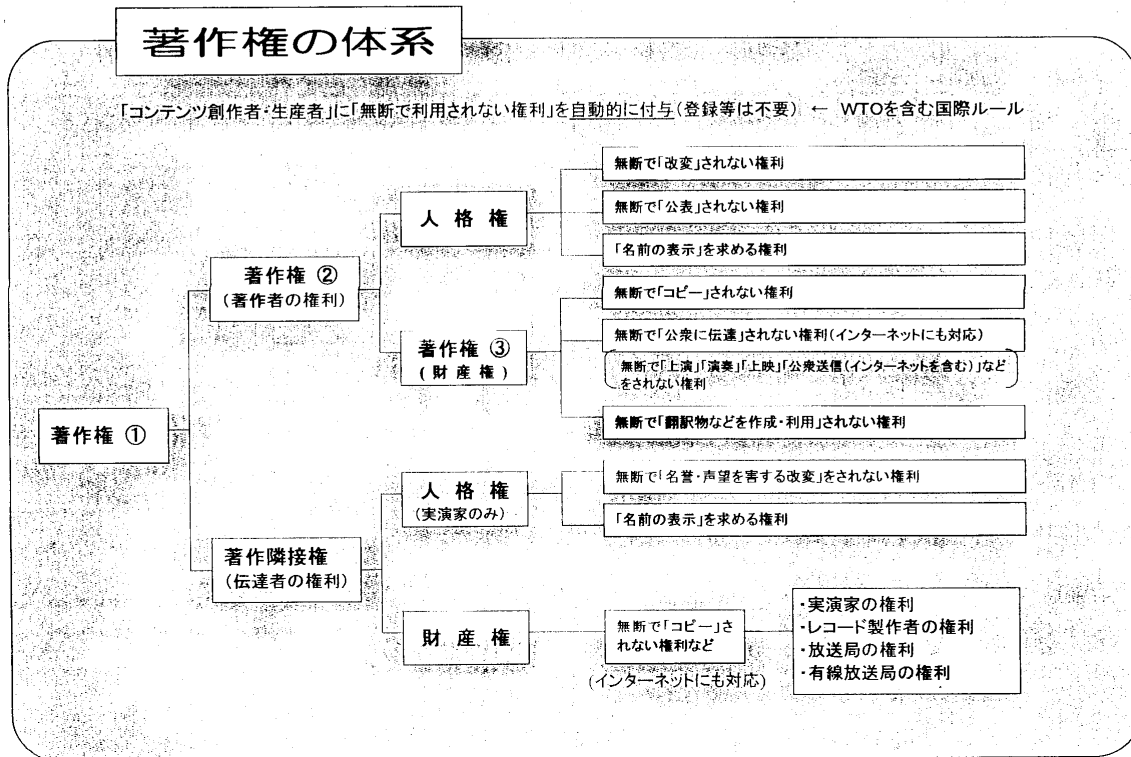
<その他>

- 「輸入権」の創設(海外で合法的に作られたレコードの輸入への対応)
「(社) 日本レコード協会」と「(社) 日本経済団体連合会」「著作者団体」
- 「版面権」の創設(「出版社の権利」の創設)
「(社) 日本書籍出版協会」と「(社) 日本経済団体連合会」
- 「消尽しない譲渡権」の創設等(「中古品の流通」をコントロールする権利の創設)
「(社) コンピュータソフトウェア著作権協会」「(社) 日本書籍出版協会」「(社) 日本映画製作者連盟」「(社) 日本映像ソフト協会」と「(社) 日本経済団体連合会」
- 保護期間が満了した「写真」の保護の復活
「写真家団体」等と「(社) 日本書籍出版協会」「日本放送協会」「(社) 日本民間放送連盟」「(社) 日本新聞協会」等
- 「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止
「(社) 日本雑誌協会」「(社) 日本書籍出版協会」と「全国貸本組合連合会」「レンタルコミック大手」等
- 「公衆の用に供するコピー機」に係る暫定措置の廃止(コンビニのコピー機等について使用料を徴収する契約システムの開発)
「(社) 日本書籍出版協会」と「関係団体・業界」
- 「マンガ喫茶等での図書の閲覧」に係る「展示権」の拡大
「(社) 日本雑誌協会」「(社) 日本書籍出版協会」と「複合カフェ協会」等
- 「図書館での図書の閲覧」に係る「展示権」(報酬請求権)の拡大
「(社) 日本漫画家協会」と「(社) 日本図書館協会」
- 「展示権」の拡大、「追及権」の創設
「(社) 日本美術家連盟」と「全国美術館会議」「全国美術商連合会」
- 「タイプフェイス」の保護
「NPO法人日本タイポグラフィ協会」と「関係団体・業界」
- 「保護期間」の延長
「(社) 日本音楽著作権協会」「(社) 日本芸能実演家団体協議会」「(社) 日本レコード協会」「(社) 日本音楽事業者協会」「(社) 音楽製作者連盟」と「(社) 日本経済団体連合会」等

関係者間で合意形成が進められつつある事項等

事項	主体	協議を行うべき相手方	関係者間の協議			審議状況			国会での法改正	
			準備中	協議中	合意	審議中	審議会での検討	法改正決定	法案作成	法改正
<関係者間の合意が形成された課題>										
放送事業者・有線放送事業者への「送信可能化権」の付与	(社)日本民間放送連盟、日本放送協会	(社)日本経済団体連合会 等	○	○	○	○	○	○	○	○
「機能的実演」に係る「人格権」の創設	(社)日本芸能実演家団体協議会	(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会 等	○	○	○	○	○	○	○	○
児童生徒等による複製	教育関係団体 等	著作権団体 等	○	○	○	○	○	○	○	●
「遠隔授業」における教材等の送信	教育関係団体 等	著作権団体 等	○	○	○	○	○	○	○	●
「インターネット接続」等での接続問題の選定	教育関係団体 等	著作権団体 等	○	○	○	○	○	○	○	●
「拡大教科書」の作成	文部科学省初等中等教育局	著作権団体 等	○	○	○	○	○	○	○	●
無料上映会の創設	著作権団体 等	図書館関係団体 等	○	○	○	○	○	○	○	●
図書館資料保存のための方式変換	図書館関係団体 等	著作権団体 等	○	○	○	○	○	○	○	●
図書館資料貸出に係る補償金(方向性)	著作権団体 等	図書館関係団体 等	○	○	○	○	○	○	○	●
<「著作権分科会」の提言に基づき関係者が協議中の課題>										
「レコード放送権」の総括権化(「録音前複製の放送」への対応)	(社)日本レコード協会	(社)日本民間放送連盟、NHK	○	●						
構内LAN等での教材共有利用等	教育関係団体 等	著作権団体 等	○	●						
図書館利用者へのFAX送信、図書館資料複製に係る補償金等	図書館関係団体 等	著作権団体 等	○	●						
図書館資料貸出に係る補償金(具体的な創設の在り方)	著作権団体 等	図書館関係団体 等	○	●						
私的録音補償金制度の見直し	著作権団体 等	製造業者等団体・権利者団体	○	●						
<映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会(映像懇)での合意に基づき行われている検討>										
「映画監督の権利」に関する法制・契約システムの整備	(協)日本映画監督協会	(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会 等	○	●						
「俳優等の複数的演技に係る財産権」の拡大の前提となる契約システムの構築	(社)日本芸能実演家団体協議会	(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会 等	○	●						
<その他>										
「輸入権」の創設(海外で合法的に作られたレコードの輸入への対応)	(社)日本レコード協会	(社)日本経済団体連合会、著作権団体	○	●						
「版面権」の創設(「出版社の権利」の創設)	(社)日本書籍出版協会	(社)日本経済団体連合会	○	●						
「消戻しない複製権」の創設等(「中古品の流通」をコントロールする権利の創設)	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)日本書籍出版協会、(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会	(社)日本経済団体連合会	○	●						
保護期間が満了した「写真」の保護の復活	写真家団体 等	(社)日本書籍出版協会、日本放送協会、(社)日本民間放送連盟、(社)日本新聞協会 等	○	●						
「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止	(社)日本書籍協会、(社)日本書籍出版協会	全国貸本組合連合会、レンタルコミック大手等	○	●						
「マンガ喫茶等での図書の間接」に係る「展示権」の拡大	(社)日本書籍協会	複合カフェ協会等	○	●						
「公衆の用に供するコピー機」に係る暫定措置の廃止(コンビニのコピー機等について使用料を徴収する契約システムの創設)	(社)日本書籍出版協会	関係団体・業界	●							
「図書館での図書の閲覧」に係る「展示権」(館外請求権)の拡大	(社)日本図書館協会	(社)日本図書館協会	●							
「展示権」の拡大、「追及権」の創設	(社)日本美術家連盟	全国美術家連盟、全国美術商連合会	●							
「ライブフェイス」の保護	NPO法人日本ライブフェイス協会	関係団体・業界	●							
「保護期間」の延長	(社)日本レコード協会、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(社)日本音楽事業者協会、(社)音楽製作者連盟	(社)日本経済団体連合会 等	●							

[資料10]



〔資料 1 1〕

日本政府からアメリカ政府への著作権保護法制改善要望

(1) 「送信可能化権」の明記

(アメリカの著作権法は、「インタラクティブ送信とは、業者のサーバーに蓄積(複製)されたものがユーザーに送信されることなので、『複製権』だけで対応できる」という考えにより、WIPO の新条約が 1996 年に規定したアップロード等に関する「利用可能化権」(日本法の「送信可能化権」)の法定を怠り、このため「ナップスター事件」での合法性論争を招いてしまった。日本法はナップスター・グヌーテラ等に対応できる「送信可能化権」を法定しているが、アメリカでのアップロード等に対応するためには、アメリカ法が条約に従ってこの権利を明記することが必要)

(2) 「実演家」の「著作隣接権」の保護

(アメリカの著作権法は「著作隣接権」の保護を行っておらず、アメリカは、先進諸国の殆ども含め世界の多くの国々が批准している「ローマ条約」を未だに批准していない。また、実演家の権利の保護については、EU から「TRIPS 協定違反」を指摘されている。早急に「著作隣接権」の保護を開始することが必要)

(3) 「放送事業者」の「著作隣接権」の保護

(4) 「人格権」の保護の拡大

(アメリカの著作権法は、「ベルヌ条約」で義務付けられた「著作人人格権」の保護を十分に行っておらず、アメリカの専門家からも「ベルヌ条約違反」と指摘されている。「ベルヌ条約」の規定に従い、早急に「著作人人格権」の保護を拡大することが必要)

(5) 「固定されていない著作物」の保護

(アメリカの著作権法は、「生の講演」「即興の歌」など、「固定されていない著作物」を保護していない。このため、例えば日米の大学間で衛星やインターネットを通じた合同授業が行われている場合、日本に送信されたアメリカ側の講義は日本で保護されているが、アメリカ側に送信された日本側の講義はアメリカで保護されない。このような状況を改善するため、早急に「固定されていない著作物」の保護を開始することが必要)

(6) 「貸与権」の明記

(アメリカの著作権法では、「貸与権」が付与されていない。(レコード、コンピュータプログラム等についてのみ、頒布権の消尽の例外規定があるのみ))

※ 平成 13 年 10 月に外交ルート(「成長のための日米経済パートナーシップ」の下に置かれた「情報技術作業部会」)を通じて公式に要望